

明治初年の代言人と法学教育——静岡県最初の免許代言人前島豊太郎の場合——

橋本誠一

はじめに

- 一 前島豊太郎と代言人検査
  - 二 静岡県代言人の法学教育歴
  - 三 私学校における法学教育
  - 四 法学文献の出版状況（1）——西洋法
  - 五 法学文献の出版状況（2）——現行法
- むすび

はじめに

周知のように、明治五(一八七二)年八月、司法職務定制(太政官無号)は、「自ラ訴フル能ハサル者」に代わって「訴ノ事情ヲ陳述」する職として「代言人」を設けた(このとき同時に、「代書人」、「証書人」の職も設けられた)。ただ、司法職務定制は代言人の資格要件をとくに定めなかつたので、誰でも代言業務を執ることが可能であつた。しかし、明治九年二月に代言人規則(司法省甲第一号布達)が制定され、代言人にならうとする者は、願書を提出して所管地方官の検査(試験)を受けなければならなくなつた。代言人検査の要点は、①「布告布達沿革ノ概略ニ通スル者」、②「刑律ノ概略ニ通スル者」、③「現今裁判上手續ノ概略ニ通スル者」、④「本人品行並ニ履歴如何」という四項目であつた。そして、同年二月、代言人規則中手續(司法省達第二五号達)により、地方官による代言人検査の実施手續が定められた。

ところで、静岡県最初の免許代言人として地域史研究者に知られているのは民権家・前島豊太郎である。豊太郎は東京で代言人検査を受験した<sup>(1)</sup>。東京府の場合、第一回の代言人検査は明治九(一八七六)年四月東京府庁庶務課において実施されたが、豊太郎が受験したのは同年五月の第二回代言人検査であつた。このときの受験者は二二名で、「裁判必携」<sup>(3)</sup>等の書冊を携帯して入場することが許され、全八問の問題について五時間で答案を筆記するというものであつたという。ちなみに、その問題のいくつかは左のようなものであつた。

第一条 明治六年六月一日以後同七年八月三十一日以前ニ取結ヒタル諸定約書印紙ヲ貼用セストモ採上裁判ニ及フヘキ哉

其沿革如何

第二条 地所売買候節代金受取ノ証書コレ有ルトキハ買主ニ於テ既ニ所有ノ権コレアル哉又地券書換申請ケスシテ後日發覺スルトキハ罰金ヲ科スヘキ哉其沿革如何

第三条 兩人博戯ヲ為ス捕吏ノ到ルヲ見テ甲ハ逃走シ乙ハ從容縛ニ就ク甲ハ五十日ヲ過キ悔ヒテ自首ス然レトモ甲ハ素ヨリ事發覺シテ自首スル者ニ付乙ト均シク処置スヘキ哉若シ然ラサレハ何等ノ律ニ照シ何等ノ刑ニ処スル哉

第七条 年月日ヲ略記シタル諸証書類及ヒ公私文書等ハ裁判上証拠ニ相立タストハ何ノ故ソ

第八条 犯罪吟味願ニハ本人可罷出哉又ハ代人可差出哉若シ代人ヲ差出ストキハ其手續如何

このうち第一条は民事法の問題であり、受取諸証文印紙貼用心得方規則（明治六年二月一七日太政官第五六号布告）<sup>(4)</sup>、それを廃止して制定された証券印税規則（明治七年七月二十九日太政官第八一号布告、同年九月一日施行）<sup>(5)</sup>、さらには両規則に関する伺指令についての知識<sup>(6)</sup>があれば解答可能な問題であった。このように民事法に関してはおもに法令と実務に関する基本的知識が問われた。

それは刑事法においても同様であった。たとえば第三条の問いに答えるためには、改定律例名例律犯罪自首条<sup>(7)</sup>に関する知識が不可欠である。さらに伺指令などをもとに、当時の実務レベルにおける実際の法運用方針を知悉する必要があった。

そこで本稿では、前島豊太郎がこのような現行法の知識をどのように習得したのかという点に焦点を絞って分析をしていきたい。そして、その作業の過程を通して、明治初年<sup>(8)</sup>における日本の法学教育の実態、とくに代言人を志す

者にとってどのような教育資源が存在していたのかという点について解明していきたい。<sup>(9)</sup>

## 一 前島豊太郎と代言人検査

免許代言人を志す豊太郎は、実際どのような勉強をしたのか。この点について、『前島豊太郎伝』は、次のように記している。「この年(明治八年)豊太郎は・・・自身法律家になることを目論み法律の習得に努力した。向学心の旺盛であったかれの東京遊学がどのような形で行われていたか判らない。特定の師に就いた形跡はないが東京寄留は長期に亘った。沼間(守一)の開設した法律講義会など利用したであろう」<sup>(10)</sup>(カッコ内は引用者が付した)。つまり、明治八年、豊太郎は東京に遊学して法的知識の習得を目指したが、その詳細については不明であり、わずかに沼間守一の法律講義会などを利用したのではないかという推測がなされている程度である。

ここでなぜ沼間守一の名が上がるのかと言えば、明治八(一八七五)年二月に豊太郎らの名で甲府裁判所に提訴した助郷訴訟が書類不備を理由に受理されなかったとき、「豊太郎は上京して東京府下に法律事務所、代言所を開設していた著名な沼間守一に諮り九月上旬東京上等待判所へ控訴した」という繋がりがすでにあつたからである。<sup>(12)</sup>そこで次に、必要な限りで沼間の履歴を見ておこう。<sup>(14)</sup>

天保一四年 江戸牛込で幕臣高梨仙太夫第二子として出生。後に沼間家に養子に入る。

安政 七年 一七歳で長崎に赴き英学修業を行う。

文久 元年 横浜にて米国人医師へボンにつき英学を修める。

明治 一年 正月歩兵奉行並に補す。三月江戸を脱して会津に赴く。七月下旬庄内藩の招聘に応じ酒田で農兵を訓練。二月庄内より江戸に護送される。

明治 二年 正月江戸到着。麻布藩邸で拘束される。放免後、英学指南所を開き諸生を教授。五月土佐藩邸に入る。

明治 四年 七月土佐藩邸を出て横浜に赴き商業を営む。

明治 五年 四月租税寮七等出仕、横浜税関詰。七月司法省七等出仕、江藤司法卿随員として河野敏謙・井上毅らとともに欧州派遣の命を受ける。

明治 六年 九月帰朝。十一月六等出仕。この年、法律講義会を設立（嚶鳴社の起源）。

明治 七年 二月少判事。

明治 八年 五月五等判事に任じ大阪裁判所詰を命ぜられるも固辞して受けず。七月元老院権大書記官。九月鶴岡事件（いわゆるワッパ騒動）調査のため同県出張。十一月帰京。

明治一二年 二月官を辞す。八月訴訟鑑定に従事、傍ら有志者に法律学を講習。

沼間自身は、欧州滞在中に英法などを学び、日本の現行法については帰朝後に初めて習得したという。前掲『沼間守一』は、帰朝後「凡そ一ヶ月にして、日本法律の全部に通じ、却て故参の司法官の判決を批評するに至<sup>(15)</sup>」<sup>(15)</sup>と記している。

いまのところ、豊太郎がその沼間から直接現行法の教授を受けたという事実を確認することはできない。それゆえ

前掲『前島豊太郎伝』も、沼間の開設した法律講義会などを利用したと推測するにとどまっている。しかし、法律講義会はもともと「討論演説の練習」を目的とするものであって、法的知識の習得に役立つものとは言い難いだろう。それでは、どこで、どのように勉強したのか。以下の章では、別の視点からこの問題を考えてみたい。

## 二 静岡県代言人の法学教育歴

まず最初に、静岡県内において代言人として活躍した人々が代言免許取得以前にどのような法学教育を受けていたのかという点について検討してみよう。表一(巻末)は、現時点で資料的に確認しうる限りで静岡県内で代言業を営んでいた代言人の履歴を調査し整理したものである。<sup>(16)</sup>これによれば、明治九年から二六年までの間に代言免許を取得した者は四七名を数える。

彼らの法学教育歴に関してまず指摘できるのは、静岡県の場合、明治二〇年以降、専修学校(現在の専修大学)、明治法律学校(現在の明治大学)、英吉利法律学校(一八八九年東京法学院と改称、現在の中央大学)など、いわゆる私立法学学校の卒業生が一斉に代言免許を取得するようになったことである。そのもつとも早い例は小竹禄之助(浜松で開業)である。彼は、明治二〇年に二四歳で代言免許を取得するが、それまでに泰東法律学校<sup>(17)</sup>(明治二四年在籍)、専修学校(二五〜一七年在籍)、明治法律学校(一九〜二〇年在籍)にそれぞれ在学した。これ以後、小竹のような私立法学学校卒業生が、静岡県代言人・弁護士を中心勢力となっていくのである。

こうした変化の背景には、明治一〇年代半ば以降、私立学校が安定的に法学教育を提供できる体制が整いつつあっ

たという事情がある。ちなみに、私立法学校の開設時期は左の通りである。

- 明治一〇年 法律学舎（山形県置賜郡米沢町、三年制）<sup>(18)</sup>
- 一一年 茂松法学校（東京府神田区今川小路）<sup>(19)</sup>
- 法律学舎（下野国）<sup>(20)</sup>
- 一二年 学法館（下野国）、講法館（広島）、東京攻法館（東京）<sup>(21)</sup>
- 一三年 四月 東京法学社（のち東京法学校、さらに和仏法律学校と改称、現在の法政大学）（九月開校）<sup>(22)</sup>
- 九月 専修学校（経済科と法律科を併設、二年制）<sup>(23)</sup>
- 一二月 明治法律学校（翌年一月開校、二年制）<sup>(24)</sup>
- 一四年 明治義塾（東京府神田区錦町）<sup>(25)</sup>
- 藤雲館（福岡県福岡区天神町、法・文・数・英の学科を併設、三年制）<sup>(26)</sup>
- 一八年 七月 英吉利法律学校（九月開校）<sup>(27)</sup>

いうまでもなく前島豊太郎をはじめ明治二〇年以前に代言免許を取得した人々は、これら私立法学校に学ぶことはできなかった。それではどうしたのか。残念なことに、彼らの多くはこの点について何も語っていない。わずかに東京遊学（前島豊太郎、遠藤靖、鈴木音高）、さらには「法律学舎」への入学（澤田寧）などの事実を知りうる程度である。そこで、次章では、明治一〇年以前の東京府における法学教育、とくに私立法学校の現状について検討してみたい。

## 三 私学校における法学教育

表二(巻末)は、明治六(一八七三)年五月ないし六月現在において東京府内で開業している私学校<sup>(28)</sup>の一覧である。これによれば、当時、四八の私立学校が開設されていた。このうち法律関係の授業を提供しているといえるのは、わずかに律学を教授する依田薫の紅梅塾のみであった。ちなみに、紅梅塾の開業願に記された日課表によれば、律学の授業はわずかに週一回三時間であった。

ところで、この依田薫という人物は、弘化元(一八四四)年一月から嘉永二(一八四九)年九月まで都合五ヶ年間林大学頭塾頭河田八之助<sup>(29)</sup>方に従学し、嘉永四年京都で牧善助に従学した後、嘉永五年三月から翌年八月まで九州辺を遊学したという。嘉永六(一八五三)年一〇月から但馬出石において藩学校助教を、明治二(一八六九)年九月から三年四月まで大学校少助教を務めた。そして、同年四月から青岬塾を開塾し、唐律疏議、明律、清律、棠陰比事を教科書に中国律学を講じていた。<sup>(30)</sup>したがって、紅梅塾は青岬塾の後身ということになる(ただし、中国律学の比重は紅梅塾の方が低下している)。

ところで、東京都公文書館には、明治六(一八七三)年から一〇年にかけて提出された私学校の「開業願」「開学願書」類が三〇冊以上の簿冊に綴じ込まれている。<sup>(31)</sup>編綴数は一冊当たり五〇件であることから、総件数は一五〇〇件を超えていることが分かる(この中には開業後間もなく閉鎖されたものも含まれる)。その多くは旧来の寺子屋型(読み・書き・算盤を学習の基本とする)の初等教育を提供するものであった。その一方で、少数ながら中等普通教育、専門教育を提供するものもあった。それでは、そのなかで法律関係の授業を提供する私学校はどの程度存在した

のか。そうした関心から、先の「開業願」「開学願書」類をもとに作成したのが表三（巻末）である。ここに掲載した私学校の数は五八である。ここには法律専門を表看板とする私学校だけでなく、わずかでも授業の一部で法学文献などを教授するものも含まれる。

さて、表三によれば、日本最初の私立法学校とされることの多い法律学舎<sup>(32)</sup>——この点については後述する——は、明治八（一八七五）年五月一三日付で開業願を提出した<sup>(33)</sup>。それを示せば、左の通りである。やや長文だが、煩をいとわず引用したい。

私学開業願書

一私学位置

東京府下第五大区五小区浅草森田町九番地辻平左衛門居宅校名法律学舎

一学校費用概略

家税 金八円

筆炭紙薪炭油等諸費 金五円

僕給 金三円五十銭

臨時入費 金五円

右壹ヶ月分惣計金貳拾壹円五十銭

一教員履歴

駿河台西紅梅町九番地

東京府士族

依田 董

弘化三年ヨリ嘉永四亥年迄五ケ年間河田八之助方江入塾漢学修業同年ヨリ安政六未年迄六ケ年間牧善助江従学ス萬延元申年但馬出石藩学校助教明治二年大学本校助教二任ス

一 教員給料 無之

一 学科

内国法律諸書

支那及西洋各国法律翻訳書

一 教則

生徒分テ上下二級トス

下級 内国法律書

上級 外国法律書

一 校則

一 此校ニ入ル者實際研究ヲ主トシ各自達材成徳以テ国家ノ用ニ供スルノ心掛アルヘキ事

一 言行ヲ慎ミ心術ヲ正シクシ総テ政府ノ御規則ヲ遵奉シ社中ノ約束ニ背クマシキ事

一 入舎ノ者ハ官員或ハ府下居住人ノ証書持参スヘシ

(証書雛形略)

一 教授時間 午前八字ヨリ十字迄 午後生徒会読

一 学資表

入舎料 金壹円

月謝 金五十銭

講堂費 金十銭

右壹ヶ月惣計金六十銭

納金毎月二日ヲ限リトス

一 休暇 政府御定休暇ニ依ルヘシ

一 怠惰又ハ規則ヲ犯ス者ハ督責或ハ退舎ヲ命スヘシ

右之通り開業仕度此段奉願候也

東京府下第五大区五小区浅草森下町二番地寄留

大分県士族

明治八年第五月十三日

元田 直<sup>(35)</sup>  
印

右戸長

塩原昌之助

東京府知事大久保一翁殿

右の資料において法律学舎教員として名の挙がっている依田薫は、<sup>(36)</sup>前述のように、青崕塾(明治三年)、紅梅塾(明治五年)を開き、中国律学を講じていた人物である。依田薫が法律学舎の設立に関わった経緯は不明だが、彼の学問的蓄積から推して、法律学舎においてもおもに下級生徒を対象とする内国法律書—とくに律(新律綱領・改定律例など)—と外国法律書のうち中国書籍(翻訳書)の授業を担当していたと思われる。実際、依田薫は、当時の実体刑法の注釈書ともいべき横山成教・渡辺義雄編『擬律必携』乾・坤(二冊)(袋屋亀次郎、明治八年五月)の「閱」者として「序」文を草している。<sup>(37)</sup>それでは、上級生徒を対象とする外国法律書—とくに西洋法—の授業は誰が担当したのか。翻訳書の素読だけなら、依田でも指導することは可能である(それは、実際、他の多くの私学校でもやってきたことである)。<sup>(38)</sup>それとも元田直が—教員として名前が挙がっているわけではないのだが—指導していたのだろうか。<sup>(39)</sup>これも今後の検討課題としたい。<sup>(40)</sup>

さて、法律学舎唯一の教員が律学専門の人物であったという事実は、私立法学校の範疇を本来の意味での法学専門教育を標榜する私学校だけでなく、より広く中国律学を講じる私学校にまで拡大すべき必要性を感じさせる。少なくとも律を学べば、当時の実体刑法である新律綱領・改定律例を体系的に理解することが可能となるからである。その意味で当時の中国律学は単なる訓誥学ではなく、少なからず実定法学の性格を有するものであったといえよう。

そこで本稿では、私立法学校の概念を広義の私立法学校Ⅱ(中国律学教育を標榜するものを含む)と狭義の私立法学校Ⅰ(法学専門教育を標榜するもの)の両方を指定しておきたい。その結果として、それに該当する私学校はかなり広範囲なものとなるだろう。それを大雑把に整理したものが表四である。前者の(中国律学教育を標榜するもの)のなかには木澤成肅、<sup>(41)</sup>島田義禮、<sup>(42)</sup>福羽美静、<sup>(43)</sup>芳野匏宇、<sup>(44)</sup>藤野正啓、<sup>(45)</sup>埴忠韶、<sup>(46)</sup>岡松麴谷、<sup>(47)</sup>井上重實など、<sup>(48)</sup>漢学者・国

表4 広義の私立法学校

法学専門教育	中国律学教育
福吉舎 (井上良一)	克己塾 (青木先孝)
法律学舎 (元田直)	育英塾 (木澤成肅)
仁平学校 (仁平豊次)	双桂精舎 (島田重禮)
法律学舎分舎 (元田直)	登山塾 (福羽美静)
講法学社 (大井憲太郎ほか)	芳野匏宇塾
審法社 (小幡勝)	藤野正啓塾
明法学舎 (大井憲太郎)	白井篤治塾
/	埴忠韶塾
	曲尾光龍塾
	西川学校 (西川彬)
	我為我学校 (佐野義郎)
	岡松学校 (岡松壘谷)
	方圓社 (和田善左右衛門)
	観略学校 (永尾時三郎)
	六有学校 (三輪田高房)
	亦楽塾 (井上重實)

(注)表3をもとに作成。

表5 亦楽塾課程表

課程	教材
1 下等五級	
2 下等四級	
3 下等三級	西洋事情
4 上等五級	
5 上等四級	万国公法
6 上等三級	清律, 英仏法律訳書

(出典)「私学開業願」(東京都公文書館所蔵、請求番号 608-A3-22)

学者として著名な人物が数多く名を列ねている。たとえばそのなかで、井上重實が明治一〇(一八七七)年五月に開業した亦楽塾では、表五のような課程を用意し、とくに上等三級の課程において清律と英仏法律訳書の講義を提供していた。<sup>(49)</sup>ただ、現段階では、これ以上の資料が存在しないため、これら私学校における教育が実際にどの程度法学教育に資するものであったのか、どの程度代言人を輩出したのか、という点についてはこれ以上分析することは困難である。今後の課題としたい。

次に、後者の「法学専門教育を標榜するもの」について見てみよう。ここでまず最初に言及したいのは福吉舎についてである。福吉舎は、明治七(一八七四)年一月、井上良一と本間英一郎の両名によって開業願が提出された。学科は「英学」のみであり、そのうち井上が「法律学」を、本間が「造営学」を担当するとしていた。このうち法律学については、「英学」の看板にもかかわらず、教授内容として「法律学一式 万国公法、本邦之律例規則 布告布達類取調」、つまり法律学一般、国際法から国内法までを全般的に教授

することを標榜していた。まさしく法学専門教育をその内容としていっていると云ってよい。しかし、これまでその存在が知られることはなかったようである。

そもそも、この井上良一という人物は、次のような経歴を有していた。嘉永五年福岡西新町に生まれ、元治元年一三歳のとき筑前藩主黒田長溥の命により長崎・江戸で英語を学ぶ。その後、慶応三(一八六七)年、同じく藩命により米国に留学し、明治五(一八七二)年一〇月にはハーバード大学に入学した。そして、七(一八七四)年六月に卒業して日本人としてはじめてバチエラー・オブ・ロー(LL.B.)の学位を取得した。同年八月に帰国し、翌月ただちに海軍省に奉職した(八年一月辞職)。福吉舎を開業したのはまさにこの海軍省在職時のことであった。その後、八(一八七五)年六月には東京英語学校二等教諭に任命され、さらに九月からは東京開成学校教授補を兼任し、法律学を講じた。一〇(一八七七)年四月東京大学法学部五等教授(唯一の日本人教員)に昇格したが、残念なことに一二(一八七九)年には自殺してしまつた。<sup>(50)</sup><sup>(51)</sup>このような経歴を有する井上が設立した福吉舎は、ハーバード大学卒業生(近代西洋法学の専門教育を修得した人物)が法学専門教育を提供するという点では、法律学舎よりもはるかに適切な教育内容を提供できたのではないか。このような推測が妥当であるならば、日本最初の私立法学校という名称はこの福吉舎にこそ冠すべきではないだろうか。ただ、残念ながら、福吉舎の活動はごく短期間のうちに終了した―廃業の時期は特定できないが―ため、さしたる業績を残すこともなかったようである。

さて、福吉舎とは対照的に、法律学舎はその後も発展を遂げていく。すなわち、校主の元田直は、明治九(一八七六)年三月二四日付で法律学舎分校の開業願を東京府に提出した。それを左に引用しよう。

私学分校開業願

一 法律学舎分校位置

第一大区九小区南鍋町二丁目八番地吉川源六宅

一 校費概算

家税 金五円

給料雑費 金十二円

右一ヶ月分惣計金十七円

一 教員履歴

神田五軒町三番地

長崎県平民

本 多 潤

廿四年十ヶ月

支那学皇学凡五年

但元蓮池藩及元長崎府学校<sup>(52)</sup>ニ於テ教師元蓮池藩教授大野平一<sup>(53)</sup>長崎府助教坂本秋郷<sup>(54)</sup>

仏朗西語学凡四年

但長崎廣運館<sup>(55)</sup>東京日新社<sup>(56)</sup>及ヒ制作寮<sup>(57)</sup>及下二番町ライト<sup>(58)</sup>方等ニテ教師福地源一郎中江篤助フロラン<sup>(59)</sup>

一 教員給料 毎月金十円

一学科 内外法律諸書

一教則

生徒分テ上下二級トス

下級 刑法講義

上級 民法会読

一校則 (中略)

一教授時間ハ毎日午后二時ヨリ五時迄 但シ十五歳以上ニアラサレハ入学ヲ許サス

一学資表

入校料 金五十銭

月謝 金二十五銭

一休暇 日曜日

右之通開業仕度此段奉願候也

神田五軒町三番地

法律学舎長

大分県士族

明治九年三月廿四日

元田 直印

第五大区四小区戸長

学区取締

中村 介勇<sup>印</sup>

山口 文次郎<sup>印</sup>

東京府権知事楠本正隆殿

ここに教員として名の挙がっている本多潤は、過去において漢学・フランス語の学習歴を有していたが、当時は法律学舎の生徒であつた。<sup>(60)</sup>にもかかわらず、法律学舎の教員が務まるのはなぜなのか。下級生徒を対象とする刑法講義では現行法典（新律綱領・改定律例など）に関する「講義」を行っていたが、本多の場合、依田薫のような中国律学の専門家とはいいがたい。そして、上級生徒を対象とする民法の授業では、「会読」という方法（数人が集まって一つの書物を読み合い、その意味内容をお互いに研究し論じ合うという方法）がとられていたが、ここで箕作麟祥訳「仏蘭西法律書」などの読み合わせが行われたのであれば、折々本多からフランス語に関する知識は提供されたかもしれない。いずれにしても、授業の実態は不明である。

ところで、この時期における法学教育方法の発展を窺わせるものとして仁平学校の開業を挙げておきたい。仁平学校の存在自体はすでに知られているが、<sup>(61)</sup>本稿ではとくに法学教育方法論の先駆的存在として重要であることを強調したい。同校の開業願は、仁平豊次<sup>(62)</sup>によって明治九（一八七六）年二月二八日に提出された。それによれば、おおよそ週三日授業が行われ、一日当たり二時間から四時間の授業が行われた。その内容も、内国法律書の講義と擬律擬判（民刑両法に関係する事実問題を提示して法の適用如何を問い、最期にその解答をなすという授業方法）を組み合

わせたものであった(表六参照)。現在確認できる限りで、擬律擬判という授業方法を最初に用いたのはこの仁平学校であった。このような授業方法が仁平の創見にかかるものなのか、それとも先人からの継承物なのか。現在のところ、この点について明確な答えを示すことはできない。ちなみに、前述のように、明治八(一八七五)年五月には『擬律必携』<sup>(63)</sup>という書物が出版されていた。<sup>(64)</sup>しかし、これはいわば注釈書の類であって、擬律擬判という授業方法のために編まれたものとはいえない。そのような教材の初見は、管見の限りでは、平山果編/宮内貫一補閲『法律独稽古』(中村熊次郎蔵版、明治一〇年四月)である(この点については後述する)。この時期、さらに講法学社(明治九年一二月)、明法学社(明治一〇年五月)<sup>(66)</sup>、審法社(明治一〇年一月)<sup>(67)</sup>などの私立法学校が開業したが、これらはいずれも一様に生徒を難易度に応じて三級に分け、「内国法律諸書、支那及ヒ欧米各国法律並ニ經濟書但シ原書並ニ翻訳書ヲ用フ」という授業を行っていた。それは、法律書の講義・会読を基本とするという点では、法律学舎のそれとほぼ同様の教育方法であった。それだけに、仁平学校が擬律擬判の授業方法を採用したことは日本の法学教育史にとって特異な出来事であったと評価してよいのではないか。<sup>(68)(69)</sup>

四 法学文献の出版状況(1)——西洋法

前述のように、当時の私立法学校では法律書の講読・会読が主であり、一部に擬律擬判などの授業方法をとるとこ

表6 仁平学校時間割表

授業時間	1の日 (1, 11, 21日)	6の日 (6, 16, 26日)	3, 8の日 (3, 8, 13, 18, 23, 28日)
13~15時	民事擬判	擬律	/
15~16時			
16~18時	内国法律・漢書講義	内国法律・漢書講義	

(出典)「明治九年開学願書(第二九号)」(東京都公文書館所蔵、請求番号607-D8-10)

ろもあった。そこで次に検討すべきは、明治維新後間もない日本国内において実際にどのような書籍が出版され、一般の人々の読書に供されていたのかという問題である。

表七、八（ともに巻末）は、幕末期から明治一〇年までの期間に出版された法律関係図書を翻訳書類（もっぱら西洋法に關係するものに限定した）と現行法關係（中国書籍の翻訳はこちらに分類した）とに分けて整理したものである。<sup>(70)</sup> これらをもとに、以下、当時の法律關係図書の出版状況について検討してみたい。

まず、表七により翻訳書の出版状況を概観すれば、国際法や国法学の分野では、早い時期に理論書・体系書が翻訳・出版されていることが分かる。周知のように、その代表的なものが、恵頓選／丁躰 良訳『万国公法』（慶応元年）、ヒッセリング口授／津田真一郎訳『泰西国法論』（慶応四年）、<sup>(71)</sup> 畢洒林（ヒッセリング）著／西周助訳『万国公法』（慶応四年）などである。さらに、イ・カ・ブルンチュリ著／加藤弘之訳『国法汎論』首卷（明治五年五月）の刊行も重要である。<sup>(72)</sup>

他方、憲法、刑法、民法などの分野では法典の翻訳・出版が先行して行われた。まず憲法典に関しては、福沢諭吉『西洋事情 初編』（慶応二年）がアメリカ合衆国独立宣言とともに合衆国憲法を翻訳したのがその嚆矢である。明治元年には、オランダ憲法典（一八四八年）を訳出した神田孝平訳『和蘭政典』<sup>(74)</sup> が出版された。フランスの憲法については、箕作麟祥訳『仏蘭西法律書（憲法）』（明治六年八月）がナポレオン三世治下の憲法典および關係法令（一八五二〜六六年）を訳出し、さらにデブスケ訳／生田精述『仏蘭西憲法』（第一回）（明治九年四月）<sup>(75)</sup> がフランス人権宣言と一七九一年憲法の全文訳を収録した。また、井上毅訳注『王国建国法』（明治八年三月）が、フランス人法学者ラヘリエルの著書（一八六九年刊）からプロイセン憲法（一八五〇年）とベルギー憲法（一八三二年）を重訳し紹介し

ている。かくして明治八年までには、米・仏・普・白などの憲法典が日本語で―訳語の不統一などの問題はあるにしても―一応読めるようになったといえる。<sup>(76)</sup>

フランスの諸法典の翻訳という点では、やはり箕作麟祥の業績は偉大である。箕作は、早くも明治三(一八七〇)年六月に刑法典(一八一〇年)の全訳である『仏蘭西法律書(刑法)』を刊行している。<sup>(77)</sup>そして、翌明治四年二月からは、フランス民法典(ナポレオン法典)(一八〇四年)の全訳である『仏蘭西法律書(民法)』の出版が始まった(二月に大学南校によって四冊が、同年七月以降に残り一二冊が文部省によって刊行された)。さらに明治六年から七年にかけて、「訴訟法」「商法」「治罪法」が刊行され、全四〇冊に及ぶ基本法典の訳業が完結した。これらは、明治八年四月、訳の校訂を加えたうえで上下二冊本として合冊・刊行された。<sup>(78)</sup>以後、同書はフランス諸法典の定訳として、巷間、大いに普及することになる。<sup>(79)</sup>

こうした翻訳書の出版によって、いわば「六法全書」に相当する法令資料はおおむね揃ったと言ってよい。しかし、言うまでもないことだが、これだけで西洋法を理解するのは至難の業である。<sup>(80)</sup>やはり注釈書なり理論書・体系書なり何らかの教科書が欲しいところである。そのような範疇に属すると思われるものをフランス民法に限って挙げるならば、左の通りである。

(1) ピコー著／山崎直胤訳／谷森真男校『仏国民法註釈』第一冊(博聞社、明治八年一月)。本書はJean Bonaventure Charles Picot, Code Napoléon Expliqué, 1871.の翻訳である。内容は、政府見解、諸学者の学説、判例などをもとに民法各条に註釈を加えたものである。第一冊は五三条までを扱っている。その「例言」によれば、「方今仏国民法ノ我国ニ行ハル、人其読ミ難キヲ苦シム、頃者予(山崎直胤一引用者)谷森真男、桜井能監、横山由清、股野琢ト相謀リ、之

ヲ講読セント欲ス、因テ試ニピコー氏著ス所ノ註釈数葉ヲ訳シテ之ヲ示ス、諸子其簡明解シ易キヲ喜ヒ予ニ勸メテ之ヲ  
 続訳セシメ相会シテ校訂スル数次、「民法註釈ノ書多シト雖トモ未タ此書ノ如キ簡明ナルモノアラス凡ソ外国人ノ仏国  
 民法ヲ読ム者亦必ス此書ヲ以テ其要ヲ得タリトス」という。内容的には、本邦初のフランス民法注釈書といえるのでは  
 ないか。なお、明治九年五月に同書の改訂版が出され、第一冊（フランス民法一〇一―一〇二条）、第二冊（一一二―三一一  
 条）、第三冊（三二二―六八六条）が刊行された。

(2) 中金正衡<sup>(81)</sup>・桜井精著『仏蘭西法律民法略解』卷之一（吉松四郎蔵版、明治八年十二月）。本書は、箕作訳『仏蘭西法律  
 書』（改正本）をベースに、フランス民法一〇三四―一〇三六条までの条文大意を初学者向けに解説したものである。曰く、「今  
 茲ニ著ハセル略解ハ元ヨリ其精微深遠ノ意ヲ盡サント企テタルニ非ス此訳書ヲ読ム初学童蒙ノ為メニ句投ヲ授ケ且毎条  
 ノ大意ヲ略解スヘキ便リタラシムルノミ」。そして、「此訳本ハ箕作氏嘗テ命ヲ奉シ翻訳文部省刊行アリ其後復改正アリ  
 活版ヲ以テ刷行全備ノ良書ヲ成ス箕作氏ノ功大ナリト云フベシ今此註解ハ大抵改正本ニ依レリ」（凡例）という。

(3) 黒川誠一郎<sup>(82)</sup>講／二五三五社筆記『仏蘭西法律書民法講義』首号一〇号（一冊）（黒川誠一郎出版、村上勘兵衛発兌、  
 明治九年四月）。同書は、首号において法学概論的な説明を行い、二号以下において民法の講義を展開している。すなわ  
 ち、首号は、「民法前論」として、「第一篇 法ノ意解、法律ノ意解、法律種類ノ部分」、「第二篇 仏蘭西法律ノ原因及  
 ヒ沿革」について叙述し、二号以下は「前加篇 凡テ法ノ報知、法ノカラ、法ノ施行ノ事」、「其四 外国人へ申渡シタ  
 ル裁判ノ執行」、「第二卷 民生ノ証書」（四号）などを講じている。

(4) 近藤圭造抄録『仏蘭西五法略』二、三（民法略上・下）（阪上半七、明治九年四月）。民法略上の内容は人事（第一章）、

財産(第二章)、同じく民法略下は契約(第三章)である。このうち、たとえば第一章は、民権、身上証書、住所、失踪、婚姻、父子、幼年者及ヒ後見、治産ノ禁などの項を立て、説明を加えている。これにより、フランス民法の大意が理解できるようになっている。

(5) ボアソナード氏講義／名村泰蔵訳『仏国民法契約篇講義』卷一〜四(司法省、明治九年九月)<sup>(83)</sup>。その内容は、フランス民法契約編に関するボアソナードの逐条講義および生徒との質疑応答である。

このようにフランス民法の注釈書が登場するのは明治八年末以降のことであった(最初は民法典のごく一部分にすぎなかったが)。それ以前は、もっぱら箕作麟祥『仏蘭西法律書』を反復して読み込む以外に手段はなかったと思われる。状況は民事訴訟法についてもほぼ同様であったと思われる。管見の限りでは、以下のような出版状況であった。

(1) ボアソナード氏講義／名村泰蔵訳『仏国訴訟法講義』(司法省、明治八年)。明治七年四月一〇日から八年三月二五日まで三八回にわたって行われたボアソナードの講義を筆記・翻訳したものである。明治八年中に刊行されたのはその冒頭部分にとどまる。その後、改訳の上、ボアソナード講義／名村泰蔵訳『仏国訴訟法講義』(司法省蔵版、岡島真七、明治一六年)として全訳が刊行された。

(2) 近藤圭造抄録『仏蘭西五法略(訴訟法略)』(阪上半七、明治九年四月)。本書の構成は、第一章(裁判前手続)、第二章(裁判言渡)、第三章(下吟味及急速吟味)、第四章(控訴及取消)、第五章(執行)、雑部、であった。完結した民事訴訟法の教科書としては、本書が最初のものといえるかもしれない。

他方、刑法分野における注釈書などの刊行は、民法に比べるとやや遅れている。おもなものは左の通りである。これを見る限り、それ相応の書籍が登場するのは明治一〇年末のことである。

(1) メイゾンヌーヴ著／大森鍾一訳『仏国刑法説説約』（法制局蔵版、明教社、明治九年八月）。残念ながら未見である。内容の検討は今後の課題としたい。

(2) 和田順吉口訳／宮崎蘇菴筆記『仏国刑法釈義』第一号（和田順吉出版、有隣堂発兌、明治一〇年八月）。本書はフランス刑法の逐条注釈書の翻訳で、第一号は第三条までの注釈を収めている。原著書は不明である。なお、第二号以下は未見である（出版されていない可能性も考えられる）。

(3) ボワソナード講説／井上操筆記『刑法撮要（法国刑法撮要）』（司法省、明治一〇年一二月）。本書の構成は、総論、犯罪ノ等級、重罪無期ノ刑、施体有期ノ刑、徴治ノ刑、註誤ノ刑、刑中企望スヘキ形情、刑ノ起発ノ点、罪科成立ノ元素、民籍、年齢、神疾、脅迫、正当ノ官或ハ法、正当防禦、責任ノ元素タルヘキ意趣、刑ヲ輕減スルノ方法、法上ノ宥恕、輕減ノ情状、加重ノ情状、再犯、官吏タル身分、加重ノ原因ト輕減ノ原因トノ混合、犯罪ノ集積及ヒ刑ノ不集積、附従、重罪或イハ輕罪ノ試犯、である。

最期に治罪法について見てみよう。この分野においても、教科書の類がひと通り出版されるのは明治一〇年のことであつた。

(1) 井上毅著『治罪法備考』上編（第一―六）（司法省検事局蔵版、林半兵衛・若林喜兵衛売弘、明治七年）。出版の意図するところを、井上は次のように述べている。「仏蘭西治罪法、条則備ニ具ハルト云ドモ、其地施行ノ際、彼此情況ノ異なる、読ム者、往々臆想ヲ費スコトヲ免レズ、備警兵ハ、檢察ノ手足ニシテ、而シテ治罪法耐テ其事ヲ著サズ、現行懲治犯即決法、尤モ改正ノ美ニシテ、治罪法ト別ニ行フノ類ノ如シ、其他、処務順序ニ至テ、日常慣習ヲ用ヒ、成文法ノ略スル所、彼ニ在テ、人々目熟スルノ事、我ニ在テハ、則チ風ヲ捉ヘ影ヲ模スル者、往々ニシテ是アリ、今仏国諸学士

ノ書ヲ参伍シ加フルニ目撃耳聞スル所ヲ以テシ纂メテ治罪法備攷トス以テ立法官ノ裁酌ニ備フ」(緒言)。なお、続編となる『治罪法備攷』上編(第七〜九)は明治一〇年に、下編(第一〜五)は明治一一年に、ともに警視局蔵版として刊行された。

(2) グロース著／警視庁書記局訳『仏国治罪法講義』(自第一号至第一五号)(警視庁書記局蔵版、須原鉄二ほか発兌、明治九年一月)。御雇外国人ガンベ・グロースが警視庁で行った治罪法講義(合計一四六回行われた)の筆記翻訳は三分冊にして順次刊行されたが、本書はその一冊目として、四五回分の講義を収録している。その後、グロース著／警視局訳『仏国治罪法講義』(自第一六号至第三〇号)(警視局蔵版、須原鉄二ほか発兌、明治一〇年六月)、同『仏国治罪法講義』(自第三一号至第四七号)(警視局蔵版、須原鉄二ほか発兌、明治一一年二月)の刊行によって完結した。<sup>(84)</sup>

(3) アンリ・ド・リベロール述／矢代操訳『仏国警視並治罪法』(講法学社蔵版、<sup>(85)</sup>矢代操出版、丸屋善七ほか発兌、明治一〇年七月)。本書の構成は以下の通りである。第一章(警視法ノ沿革、警視局ノ庶務、拘留檻)、第二章(裁判所総則)、第三章(重罪裁判所)、第四章(陪審人)、第五章(糾問)、第六章(訟廷)、第七章(獄舎ノ沿革、マズアー檻)。

最後に、法学概論的な内容を有する翻訳書を取りあげよう。外国法を学習するに当たっては、最初に紐解くべき書籍といえるだろう。

(1) ヒツセリング口授／津田真一郎訳『泰西国法論』(開成所、慶応四年)。周知のように、本書巻頭の「凡例」は、西洋法学の歴史、「法」の語義、法学の主旨、法源論、法学の分野(列国公法、国法、刑法、私法)などについて簡潔に説明している。本邦初の法学概論である。

(2) ホンブランク著／鈴木唯一訳『英政如何』(九潜館、慶応四年)。イギリスの法学者ホンブランクの著書『How We Are

Governed”の翻訳書。英国国制（議会制度、陸海軍、法律、刑法役所、証拠法など）について概説している。訳者の鈴木唯一は、明治元年、新政府に出仕し、翌年には開成学校教授に就任する。四年ヨーロッパに留学するも、八年官を辞し、以後、翻訳業を専らとする。

(3) 伊熊氏著／何礼之訳『米国律例（通法撮要）』（盈科齋、明治四年一〇月）。原書は、「ゴウルンソント、カラス、ゴック」と題する政学課程書（一八六七年刊行）。本書は原著の一部（例法、律法、公法の概略）を翻訳したもので、具体的には「人民ノ通義」「人倫」「財産ノ権」「財産授受及典当ノ証券」「無形ノ襲業」「貸券」「約書ノ通則」「売買ノ約書」「財主」などについて概説している。

(4) 貌刺屈斯的（ウキルリアム・ブラックストラン）著／星亨訳『英国法律全書』（袋屋亀次郎発行、明治六年）。本書巻頭にブラックストーンの小伝がある。本書は五冊から成り、その構成は、首巻（緒言として「法則概論」、「英国法律総論」、第一編（論人身上之権）、第二編（論品物上之権）、第三編（論私犯）、第四編（論公犯）<sup>(86)</sup>である。

(5) ゼー・ドブリウ著／内務省翻譯局訳述『英国律法要訣』（印書局蔵版、明治七年一二月）。原書は、第一編（英国の政体・法律）、第二編（司法）、第三編（身分法）、第四編（財産法）、第五編（不法行為）、第六編（犯罪と刑罰）という構成である。本書は、そのうち第一編（中村正直・村田文夫原訳、鈴木唯一改訳）と第二編（鈴木唯一訳）を訳出した。

(6) 村田保訳『英国法家必携』（有隣堂、明治八年七月）。英国の裁判所制度、訴訟手続、不動産法、世襲財産、救貧法、議員選挙、夫婦・家族法などについて概説している。

(7) 黒川誠一郎講／二五三五社筆記『仏蘭西法律書民法講義』（黒川誠一郎出版、村上勘兵衛発兌、明治九年四月）。すでに言及したように、本書の首号は法学概論的な内容となっている。

(8) 高木重直編『仏蘭西法律書五法通語』(中村熊次郎・小林新兵衛、明治九年五月)。本書の巻頭には、フランス五法典(民法、商法、訴訟法、刑法、治罪法)の編別体系を图示し、基本概念ごとに各条文を再構成し、読者の理解を容易にしている。本編部分の構成は、〈権利篇(物権部)〉第一章所有者ノ権利、第二章訴訟ヲ為スノ権利、第三章贖造ノ訴ヲ為ス権利、第四章債主ノ権利、第五章国民ノ権利、〈義務篇(契約部)〉第一章売買ノ義務、第二章貸借ノ義務、〈産業部〉第一章商人ノ義務、第二章動産不動産ノ種類、である。

(9) ボンヌ著／黒田綱彦訳／桜井能監訳『仏蘭西法律要略』第一～四部(原亮策、明治九年九月)。ボンヌ(Louis Charles Bonne)著「プレミエゼレマン、ド、ドロワ、ユジュエル、エプラチック」の翻訳。その構成は、第一部「国法及ヒ政法」、第二部「民法」、第三部「刑法」、附録部、である。訳者によれば、「是書ハ固ヨリ童蒙初学ノ為メ著述セル者ナルヲ以テ其事ノ高尚ニ涉リ民間日用ニ切要ナラサル者ハ之ヲ省キ或ハ其条ヲ欠ク所アリ」という(例言)。

(10) 小林雄七郎訳『法律沿革事体』(文部省、明治九年)。ウィルレム・チャンブル、ロベルト・チャンブル編／文部省摘訳『百科全書』の項目の一つとして、ローマ法、カノン法、封建法、コモンロー、エクイティ、イギリスの裁判所制度、イギリスの訴訟手続、スコットランド法、フランス法に関する概説論文を訳出している。

## 五 法学文献の出版状況(2) — 現行法

次に、表八により、当時の現行法に関係する書籍の出版状況を見てみよう。

まず、法令集に類するものを見れば、それはおおよそ以下の四種類に分けることができる。第一に明治新政府が公

刊した日記形式の政務記録「太政官日誌」がある。太政官日誌の刊行は早くも慶応四（一八六八）年二月に始まり、明治一〇（一八七七）年一月をもって終了した。また、外史局編『布告全書』（明治四年一月から明治六年一二月まで刊行）もこの範疇に属するものといえよう。

第二に、太政官日誌などに掲載された諸法令を事項別に分類・整理したものである。その代表的なものとして、外史局（のち東京府）編『宦途必携』（明治四年一〇月～五年六月）、博聞社編『人民必携』（明治六年五月～六月）、明法寮編『憲法類編』（明治六年六月）、明法寮編『第二憲法類編』（明治七年六月）などがある。さらに、明治八年から一〇年にかけて、史官編『法例彙纂』が「民法之部」「訴訟法之部」「商法之部」「懲罰則之部」に分けてそれぞれ刊行された。

第三に、特定の法領域あるいは編集目的に即して法令資料を収集・整理したものである。この範疇に属するものとしては、新律綱領（明治三年一二月二〇日）・改定律例（明治六年六月一三日）に関係するものが質量ともに抜きん出ている。<sup>(87)</sup>このほか、民事法関係では、内沢畏三編『御布達規則抄貸借必携』（明治七年五月）が、もっぱら貸借に關係する法令（実体法規から手続法規まで）を収集・整理している。また、近藤圭造編『金穀貸借心得』（明治七年一二月）は、金穀貸借に關係する太政官布告・達・各省使寮司府布達類を輯録している。訴訟手続に特化したものとしては、根岸錦重編『訴訟必携』（明治七年七月）が明治元年以来の訴訟関係法令を悉皆集録している。<sup>(88)</sup>同種のものとして、大内董平著『訟庭要覽』（明治七年一〇月）、新井隆存編『日本訴訟法』（明治九年七月）などがある。さらに、裁判所自体が自らの実務に資することを目的に編んだ東京裁判所編『民法撮要』（明治八年一二月）もこの範疇に加えておこう。<sup>(89)</sup>

第四に、府県・裁判所から出された伺に対する明治政府の指令を集めたものである。制定された布告・布達等の意味内容を確定するうえでその存在は重要な意味を持っている。もっとも基本的なものとして『司法省日誌』(明治六年(九年)がある。そのほか、近藤圭造編『聴訟指令』一、二編(明治八年四、六月)、同編『聴訟指令』続編(明治八年一〇月)などがある。

それでは、これら法令条文の意義を解説すべき注釈書類の出版状況はどのようなものであったのか。まず、実体刑法(新律綱領・改定律例)に関する注釈書について見るならば、おおよそ左のようなものであった。

(1) 外村有師(三行) 訓解/安居修(以敬)・幸島三徳(浚明) 校『三朝律書提要訓解(律書訓解)』上・中・下(三冊)(雪竹齋蔵版、須原屋茂兵衛ほか発兌、明治五年二月)。本書は、律上の諸概念(「答刑」「自首」「二罪俱発」などなど)についてその意味内容を解説したものである。管見の限りで、本邦最初の法律用語辞典<sup>(90)</sup>である。

(2) 川澄下枝編/近藤圭造閱『読律必携』一編(上・下)(一覽舎蔵版、千鍾房発兌、明治六年七月)。編者によれば、「此書ハ兒童律例ヲ講読スルノ際考索スル所アルトキニ供セントナリ」(例言)という。一編上巻の見出し項目を紹介するなら、「読律ノ大旨、字義、訓詁、刑官廢置、律書并罰則類頒布、禁刑日、大赦、律例禁令等大概、御布達書番号見出し」である。本書は、文字通り、律を読むための手引書として編まれたものである。<sup>(91)</sup>

(3) 高橋秀好輯録『新律附例解』巻一(六)(太田金右衛門、明治八年四月)。新律綱領と改定律例の条文を比較対照しつつ、伺指令、清律なども引用・参照して読者の理解を促している。<sup>(92)</sup>

(4) 横山成教・渡辺義雄編/五等議官依田董閱『擬律必携』乾・坤(二冊)(袋屋亀次郎、明治八年五月)。新律綱領・改定律例の各条文ごとに伺指令を付したものである。<sup>(93)</sup>

(5) 内村義城編述『律例釈義』(中外堂、明治九年六月)。本書は「新律綱領、改定律例ヲ題本トシテ諸律書、諸刑名、案書ヲ、証拠参酌シ、以テ律例ノ条文理義ヲ、論釈弁明スル者」で、「専ラ初学ノ者、読律ノ傍ニ備フル」(凡例)のために編まれたものである。

(5) の編者内村義城によれば、「晩近ノ諸書、読律ニ便ナル者少カラズ、所謂註釈本、擬律必携、新律附例解、読律必携等ハ、世ニ著明ナル者」(緒言)であつたという。つまり、明治九年当時には律の注釈書に対する世評はほぼ固まり、そのなかで(2) ないし(4) は高い評価を受けていたことが分かる。こうして見てくると、実体刑法(律)に關する註釈書類の品揃えは明治八年から九年にかけて質量ともに充実した感がある。そのうえ、この領域では、既述の通り、擬律の学習を目的とする書籍が刊行されたことも特徴的である。その代表的なものは左の通りである。

(1) 平山果編／宮内貫一補閱『法律独稽古』(中村熊次郎蔵版、明治一〇年四月)。管見の限りで、本邦初の擬律用テキストである。編者曰く、「人々進テ法律ヲ学バント欲スルモノ亦タ宜ベナラズヤ余是ニ於テ乎一ノ擬律処断ニ便ナルモノヲ稽發シ昨明治八年ヨリ同九年ノ今日ニ至ルマテ各府県ニ於テ処分シタル所口ノ現犯罪人ヲ集録シ其犯ス所口ノ罪ヲ掲テ擬律ノ問ヲナシ已ニ受決ヲ経タルモノヲ以テ処分ノ答トナシ上下別ツテ二卷トナシ題シテ法律独稽古ト曰フ」(叙)。

(2) 宮内貫一編『新撰法律独稽古』初編(中村熊次郎、明治一〇年一二月)。本書は(1)の全面改訂版というべきもので、引き続き、『新撰法律独稽古』二篇(刊行年月不明)、三篇(一一年九月)、四篇(一一年一月)、五篇(一二年三月)、六篇(一二年四月)、七篇(一二月六月)、八篇(一二年一月)、九篇(一二年一月)、一〇篇(一三年二月)と順次刊行された。

他方、民事法に關する注釈書はほとんど存在しなかつた。わずかに加藤景孝編『本帝国九族相続法等親服忌凶解』

(製紙分社印行、明治一〇年一二月)などが見られる程度であった。<sup>94</sup>したがって、民事法に関する学習は、法令集(伺指令を含むもの)を繰り返し読み込むしか方法はなかったと思われる。当時の民事法の状況<sup>95</sup>―単行法令と慣習法の混合物―からすればやむをえないことであつたと思われるが。

むすび

本稿の課題に戻ろう。静岡県最初の免許代言人・前島豊太郎は、代言人試験を受験するに当たり、事前にどのような法学教育を受けることができたのか。この点に関して、前章までの考察を踏まえつつ、現時点では次のような仮説を述べることができるだろう。<sup>96</sup>

豊太郎が代言人試験の準備をした時期には、狭義の私立法学校―福吉舎(明治七年十一月開業、<sup>97</sup>しかし間もなく廃業した可能性が高い)や法律学舎(明治八年五月開業)など―がすでに開業していただけでなく、広義の私立法学校―双桂精舎(島田重禮)、登山塾(福羽美静)、芳野匏宇塾、島田重禮塾、藤野正啓塾、塙忠韶塾、樋口真彦塾、曲尾光龍塾など―も一定数存在した。したがって、澤田寧が法律学舎に入学したように、豊太郎にとつても、これらの私学校に入学して受験準備するというのが現実的な選択肢の一つであつたのは確かである。<sup>98</sup>

ただ、たとえば法律学舎などに入学したとしても、前章で検討したように、当時の出版状況から推して、現行民事法に関する学習は法令集(伺指令を含むもの)―そこに盛り込まれた法情報はすぐれてカズイステイクであり、体系性に欠けるものであつた―を何度も読み返し、法令と実務に関する知識を身につけるしか他に手段はなかったと思わ

れる。そもそも、当時は注釈書に類するものがほとんど存在しなかったことから、おそらく当時の教員も民事法を体系的に講義することは不可能だったと考えてよいのではないか。

しかし、現行刑事法（律学）については江戸期以来の学問的蓄積があり、また曲がりなりにも体系的法典が存在していたため、教材や教育方法は—民事法と比較すれば—質量ともに充実しており、また体系的でもあった。既述したように、豊太郎が代言人試験の準備をしていた頃には、当時定評のある律の註釈書（『読律必携』、『新律附例解』、『擬律必携』など）はほぼ出揃っていた。これらをもとに教授するという点に広義の私立法学校の存在理由があったといえるだろう。<sup>(99)</sup>

ただ、教材などが充実すればするほど、私学校に入学する必要性が減じることも考えられる。当時の代言人検査の水準を考えると、十分な教材が揃えば、独学でも十分に合格が可能であったと考えられるからである。その点で、とくに擬律用の教科書『法律独稽古』の出版は大いに学習者の便宜となったのではないだろうか（残念ながら、豊太郎はその恩恵を蒙ることはなかったが）。

なお、授業方法に関して、本稿では仁平学校（明治九年二月開業）による擬律擬判の導入の重要性を強調した。ただ、豊太郎がこの授業方法を体験した可能性はあまり高くないと考えられる。

それでは、西洋法学についてはどうか。豊太郎が代言人試験の準備をする頃には、すでに箕作訳『仏蘭西法律書』などによってフランス民法の条文を日本語で読むことは可能であった。しかし、それを理解するために必要となる註釈書はまだ十分に出揃っていなかった。たとえば、本邦初のフランス民法注釈書『仏国民法註釈』が刊行されたのは明治八年一一月のことである（しかも、内容的にはごく一部分に過ぎなかった）。それだけに、豊太郎の場合、フラ

ンス民法を独学で身につけることはきわめて困難な状況にあったと思われる。状況は、その他の法領域(刑法、訴訟法、治罪法)についてもほぼ同様であった。ただ、いわゆる法学概論レベルであれば、『泰西国法論』(「凡例」の部分)、『英政如何』、『米国律例(通法撮要)』、『英国法律全書』、『英国律法要訣』、『英国法家必携』などのテキスト<sup>100</sup>なぜかしら英米法にいちじるしく偏っているが—によってそれなりに学習は可能であった。また、国際法や国法学についても理論書・体系書の翻訳が存在していた。

そもそも当時の代言人検査では西洋法の知識が問われることはなかった。そのため豊太郎が西洋法を学ぶべき実際的な必要性—もちろん、それは代言人検査合格に必要な受験科目か否かという意味にすぎないが—は存在しなかった。しかし、彼の代言人・民権家としての発言などを見るにつけ、西洋法に関する知識を一定程度身につけていたのは確かである。<sup>100</sup>結局、以上の考察から明らかかなように、彼がそれをいつ・どのように学習したのかという点については何ら明確な仮説を提示することはできなかつた。これも今後の検討課題としたい。

(1) 前島顕著『草莽の民権家 前島豊太郎伝』三一書房、昭和六二年、二七頁。

(2) 以下は、奥平昌洪著『日本弁護士史』巖南堂書店、大正三年、一八八頁以下、による。

(3) 「裁判必携」と題する書籍の存在は未確認である。なお、これに類するものに「宦途必携」「人民必携」「読律必携」「訴訟必携」「擬律必携」などがある。

(4) 受取諸証文印紙貼用心得方規則によれば、「金子受取金銀貸借地所売買質入書入為替請取諸約定等凡ソ人民互ニ諸証文手形書附類ヲ以テ後日ノ証拠ト可致品ニ付テハ自今別紙規則ノ通相心得各其書面ニ印紙ヲ貼シ取引可致依テハ本年六月一日ヨリ以後ノ証書ニ右

印紙無之分ハ後日訴出候トモ取揚不相成候事」。さらに、「一第一類受取証書類ニ一銭ノ印紙ヲ貼セス相渡シ候者ハ為過料金一円可為差出事」、「一第二類諸証文等ニ印紙ヲ貼セス相渡シ候者ハ為過料書面金高ノ十分一可為差出事」。

(5) 証券印税規則によれば、第一則「一凡ソ人民財産ノ受授並ニ交際上相用候証券帳簿類ハ都テ此規則ノ通証券(印紙・界紙)ヲ相用フヘキ事」、「一総テ規則ノ通証券(印紙・界紙)ヲ用ヒサル者ハ後日如何体ノ故障差起出訴ニ及ヒ候共其書類ハ一切取掲ケ裁判不相成事」、第四則「一証券界紙相用フヘキ書類ニ証券界紙ヲ用ヒサル者ハ脱税高(界紙定価三種平均五厘)ノ式拾倍(則拾銭)其証券ヲ受取タル者ハ脱税高ノ拾倍(則五銭)過料タルヘキ事」、「一〇第一類〇第二類〇第三類ノ証券類ニ証券印紙ヲ貼用セサル者ハ脱税高ノ式拾倍其証券ヲ受取タル者ハ脱税高ノ拾倍過料タルヘキ事」。

(6) たとえば、明治七年一二月二日滋賀県伺に対する一二月一三日司法省指令「八月三十一日前ニ認メタル印紙不貼用ノ証券ヲ以テ負債者ヲ相手取り印紙貼用ヲ訴出ルトモ受理スヘカラズ」、明治七年一二月七日小田県伺に対する一二月一四日司法省指令「昨年六月一日以後本年九月一日以前ニ取結ヒタル讓渡シ約定証券ハ印紙貼用ニ及ハズ候事」、明治七年一〇月二九日長崎裁判所伺に対する一二月一八日司法省指令「若シ印紙犯則ノ証券ヲ以テ訴出テ受理致ス分其犯則ノ罰金ヲ科スルハ刑法上ノ所分ニ之アレハ民法裁判上ニ於テハ身代限所分済ノ上其犯則ノ廉ハ断獄課ニ廻スベシ」などがある(根岸錦重編『続二編訴訟必携』根岸錦重、明治七年一月、四頁以下)。

(7) とくに「第五十九条 凡罪ヲ犯シ。人ノ官ニ陳告セント欲スルコトヲ知テ。自首スル者ハ。本罪ニ。一等ヲ減スル律ヲ改メ。減二等ニ從ヒ。官ノ捕獲セント欲スルコトヲ聞テ自首スル者ハ。本罪ニ。一等ヲ減ス。」、「第六十条 凡罪ヲ犯シ。事。已ニ告発ヲ經ルト雖モ。本犯。未タ知ラス。及ヒ官。罪犯ノ名ヲ知ラスシテ。自首スル者ハ。仍ホ未発自首ト同ク。並ニ。罪ヲ免ス。」などの条文が重要である。

(8) 本稿において明治初年という場合、おおむね明治一〇年頃までを念頭に置いている。

(9) このような課題に取り組むことになったきっかけについて簡単に言及しておきたい。平成二〇年春に開催された法制史学会の折に、ある方から「明治初期の代言人はどのような法学教育を受けていたのかということについて話をしてほしい」という趣旨の依頼を受けた。その時点で確たる見通しがあつたわけではないが、興味深いテーマであつたのでつい依頼を引き受けてしまった。その後、依頼自体は沙汰止みとなったが、資料調査は継続的に行ってきた。本稿は、その作業の中途段階でひとまず取りまとめてみたもので、論文としての完成度は決して高いものではない。今後の作業の継続を期しつつ、読者諸賢のご批判とご教示を切に願う次第である。なお、ここで本稿のテーマに関する研究史について簡単に言及しておきたい。明治期——とくに前期——の法学教育については、とくに司法省法学校を考察するものとして、利谷信義「日本資本主義と法学エリート(一)——明治期の法学教育と官僚養成——」『思想』一九六五年七月号、二二二頁以下、磯野誠一「司法省法学校の素描——明治期法学教育の一資料として——」『法律時報』三八巻五号、一二頁以下、手塚豊『明治法学教育史の研究(手塚豊著作集第九巻)』慶応通信、昭和六三年、などがある。また、近年は大学史の分野における法学教育史研究も盛んである。ここではとくに法政大学百年史編纂委員会編『法政大学百年史』(法政大学、昭和五五年)、法政大学大学史資料委員会編『法学の夜明けと法政大学』(法政大学、平成四年)、専修大学編『専修大学百年史』上・下(専修大学出版局、昭和五六年)、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』(通史、資料各三巻、部局史四巻、全一〇巻、昭和五九〜六二年)、明治大学百年史編纂委員会編『明治大学百年史』第一〜四巻(明治大学、昭和六一〜平成六年)、関西大学百年史編纂委員会編『関西大学百年史』通史編、資料編(関西大学、昭和六一〜平成八年)、中央大学百年史編集委員会専門委員会編『中央大学百年史』通史編上・下巻、資料編(中央大学、平成一三〜一七年)などを挙げておきたい。本稿は、これらの私立大学が設立される以前の時期における——司法省法学校や東京大学とは異なる——民間レベルの法学教育について分析・検討しようというものである。この点に関する先行研究としては、前掲・奥平『日本弁護士史』がとくに重要である。

(10) 前掲『前島豊太郎伝』二六頁。

- (11) なお、『日本全国自由黨員列伝』は、「明治九年二月ヲ以テ大審院ニ（助郷一件を代言人として―引用者）上告ス、此年代言人規則ヲ頒布セシム、官試験ヲ以テ代言ヲ許シ名ケテ免許代言人ト云フ、氏東京ニ寄留シ七月試験合格」と記している。この記述に従えば、豊太郎の東京遊学は明治九年二月から七月までのこととなり、本文中に引用した『前島豊太郎伝』の記述とそぐわない部分が出てくることになる。現時点では、いずれを採るべきか判断できないので、結論はひとまず留保しておきたい。
- (12) 前掲『前島豊太郎伝』二五頁以下。
- (13) なお、筆者は、『前島豊太郎伝』のいう「代言所」の存在について、それを裏付ける資料をまだ目にしていない。
- (14) 石川安次郎著『沼間守一』毎日新聞社、明治三四年、二頁以下。
- (15) 前掲『沼間守一』三二頁。
- (16) 表一「静岡県代言人の法学教育歴」を作成するに当って使用した資料は、拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覽」（『静岡県近代史研究』二四号、平成一〇年一〇月）に数度の補訂を加えたものである。その最新版については、以下のURLを参照されたい。  
[http://www.geocities.jp/jishashi/link/sizuoka\\_zaiyahoso\\_daigennin\\_bengoshi\\_index.html](http://www.geocities.jp/jishashi/link/sizuoka_zaiyahoso_daigennin_bengoshi_index.html)
- (17) 泰東法律学校は明治一五年に島巨邦によって設立された。所在地は東京府京橋区南紺屋町。（出典）江戸恵子（法政大学ボアソナー記念現代法研究所）作成「豁堂薩埵正邦年譜」（[http://www.hosei.ac.jp/fujimi/rim/img/img\\_res/WPNo.48\\_oka.pdf](http://www.hosei.ac.jp/fujimi/rim/img/img_res/WPNo.48_oka.pdf)）。
- (18) 文部省『学校幼稚園書籍館博物館一覽表 明治一四年』文部省、明治一五年、一二六七頁。法律学舎は、明治一四年現在、白川密蔵を学校本主とし、生徒一五名、年間授業日数二五〇日、一ヶ年授業料総額四五円であった。なお、米沢町にはこのほか私立中学校として米沢中学校（明治七年設立）が、私立専門学校として米沢医学舎（明治一二年設立）があり、全国的に見てずば抜けて私学教育熱が盛んな地であったといえるのではないか。なお、別府昭郎は、同舎の創立年を明治一二年としている（同『明治大学の誕生 創設の志と岸本辰雄』学文社、四一頁）。

- (19) 前掲『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治一四年』一二六六頁。茂松法学校は、明治一四年現在、廣瀬帆三を学校本主とし、教員四名、生徒一〇六名、一ヶ年の授業料総額は一五〇円であった。
- (20) 前掲・別府昭郎『明治大学の誕生』四一頁。
- (21) 前掲・別府昭郎『明治大学の誕生』四一頁。
- (22) 前掲『法政大学百年史』九頁。なお、前掲『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治一四年』に東京法学校（東京法学校）の名称は記載されていない。
- (23) 前掲『専修大学百年史』上巻、一六三頁、[http://www.senshu-u.ac.jp/univguide/profile/history\\_senshu/index.html](http://www.senshu-u.ac.jp/univguide/profile/history_senshu/index.html)。なお、明治一四年現在、専修学校の教員は一〇名、生徒一〇九名、一ヶ年の授業料総額は六四〇円九五錢五厘であった（前掲『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治一四年』一二六六頁）。
- (24) 前掲『明治大学百年史』第三巻通史編I、八七頁、前掲・別府昭郎『明治大学の誕生』一五頁以下、<http://www.meiji.ac.jp/koho/information/history/index.html>。なお、明治一四年現在、明治法律学校の教員は一名、生徒三八一名であった（前掲『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治一四年』一二六六頁）。
- (25) 前掲『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治一四年』一二六六頁。明治一四年現在、明治義塾は、西本正雄を学校本主とし、教員一三名、生徒八〇名、一ヶ年の授業料総額二七一円六二錢五厘であった。なお、前掲『中央大学百年史』通史編上巻、七八頁以下、宮川隆泰「三菱商業学校と明治義塾」、『福澤論吉年鑑』二八巻、二〇〇一年、二二～五六頁、参照。
- (26) 前掲『学校幼稚園書籍館博物館一覧表 明治一四年』一二六七頁。藤雲館は、樋口競・岡澤三伸を学校本主とし、教員七名、生徒二〇〇名、年間授業日数二六五日であった。
- (27) 前掲『中央大学百年史』通史編上巻、九二頁以下、[http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/about/a02\\_j.html](http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/about/a02_j.html)。

- (28) 以下、本稿において「私学校」という場合、とくに断らない限り、家塾を含むものとする。なお、この時期の東京府内の法学教育について、前掲『明治大学百年史』第三巻通史編Ⅰは、重要な指摘をしている（同書七三頁以下）。
- (29) 河田八之助は『書經挿解』（須原屋、弘化三年）などの著書で知られる儒者だが、安政元（一八五四）年、浦賀に來航したペリーが將軍に献上した蒸氣機関車の模型に試乗した人物としても知られている。（出典）<http://www.kiwat.com/jmh/zenshi-2/zenshi-2.html>
- (30) 東京府「明治六年一月第四番中学区開学明細調」（東京都公文書館所蔵、請求番号606-C3-9）。
- (31) 私学校の開業願に関する根拠法令は、明治五（一八七二）年一〇月一五日文部省第三四号「私学家塾開業願文例」、さらにそれに代わる明治六（一八七三）年四月一七日文部省第五一号「学制中貸費生規則並官私学校設立願方追補」第一七九章である。
- (32) たとえば、「実に我邦に於ける私立法律専門学校の祖なり」（前掲・奥平『日本弁護士史』一五一頁）、「私立の法学校としては・・・法律学舎をその初めとする」（文部省編『学制百年史』記述編、ぎょうせい、昭和四七年、二二八頁）。ただ、『学制百年史』の当該箇所の記述には誤りが多い。
- (33) 実際の開業は明治八年六月一日のことであった（前掲・奥平『日本弁護士史』一五一頁）。
- (34) 法律学舎の設立の経緯についてはまだ不明な点が多い。たとえば、免許代言人・飯塚銀弥も、法律学舎設立者の一人であったという。すなわち、「明治八年窃ニ身ヲ脱シテ東上シ諸大家ノ門ニ來往シ専ラ法律ノ学ヲ研磨シ旁ラ政治經濟ノ学ヲ修ム幾クナク元田直氏ヲ推シテ社長トナシ共ニ法律学舎ヲ設ケ生徒ヲ陶冶シ且代言ノ事務ヲ執ル」（町田岩次郎編『東京代言人列伝』漸進堂、明治一四年九月、四二頁）。しかし、その一方で、飯塚銀弥は明治九年三月に法律学舎が神田小川町一番地に移転した後に入学したと記すものもある（前掲・奥平『日本弁護士史』一五二頁）。
- (35) 元田直は、天保五年に豊後杵築藩士元田彝の子として生まれる。明治元年徴士、度会府判事に任命。二年制度取調局で箕作麟祥・

楠田英世らと法律編纂に従事。四年位記返上。八年法律学舎を開業、旁ら詞訟代言業務に従事した。(前掲・奥平『日本弁護士史』一五二頁以下)。

(36) 依田薫は、明治八(一八七五)年二月現在、六等出仕左院五等議官正七位(『掌中官員録(明治八年二月改正)』北島茂兵衛ほか、明治八年、五頁)。その後、左院の廃止に伴い、依田は免官になったと思われる(『掌中官員録(明治八年七月改正)』北島茂兵衛ほか、明治八年)。

(37) その「序」文において、依田薫は、次のように述べている。「余平常與同志講律書。先明其理與情。次詳其權衡。又探其實蹟。蓋若其理與情。則可言而無可徵焉。取其權衡之輕重。稍如得其形狀。而猶模糊投影。至探其實蹟。則始諒々然覺其条理歸於一也。聞歐米各国法律家。必録当日之實蹟。以供他日之比例。其業甚勉焉。余欲倣之。而公事靡監。不暇操翰墨。遂托之同志。々々之不為虛其言。日輯月纂積累成帙。余繙閱之。裁庁之指令。苟係新律者。記載莫遺。於是余歎曰。夫法律也者。人々不可不講明焉。講明之。而天下之爭論罷。爭論罷。而治道成治道成而富強興矣。惜哉我邦握律權者。未曾慮至於此。把法律及裁決之書。悉秘之官府。故人不得窺々。至督責糾問之日。始知其陷罪豈立法之意乎。近時官公布其書。許人民傍聽。使學者集衆書。衆聞是不啻我輩之幸而已。即天下億兆之幸也。且世之閔擬律者。置之机案間。可以供搜索之便。余喜同志之功不淺少。懲瀆刊之。以欲與衆明律意。同浴明時々恩。乃為之序。」

(38) 前掲・奥平『日本弁護士史』は、「元田直は我が刑律を講じ」ていたという(同書一五一頁)。このほか、開業時にはボアソナードが法律に関する講話(通訳名村泰蔵)を行い、その後名村泰蔵がフランス民法を講じ、さらに沼間守一も来てイギリス法を講じたという(前掲・奥平『日本弁護士史』一五一頁)。しかし、かりにそのような事実があったとしても、名村や沼間の出講は一時的・臨時的なものであったと考えるべきだろう。

(39) 奥平『日本弁護士史』は法律学舎の略則を引用し、一ノ日(午後一時から六時)会議、二・七日(午前八時から午後三時)刑法授

業、三・八日（午後三時より六時）会議、四・九時（午後三時から六時）民法授業、五・一〇日（午後三時から四時）訴訟法会議という時間割を紹介している（同書一五一頁）。これは本文中に引用した開業時の教則と一致しない部分がある（むしろ、後に言及する法律学舎分校（明治九年三月開業）のそれに近いと言えるかもしれない）。その成立時期については、今後の課題としたい。

- (40) 免許代言人・中島又五郎は法律学舎で学んだ人物の一人であるが、その入学に際し、次のようなエピソードを残している。すなわち、「法律ヲ研究シテ大ニ為ス所アランニハト直ニ該塾（法律学舎―引用者）ニ至リ名刺ヲ通シテ面会ヲ請フ幹事出テ接ス君塾長（元田直―引用者）ニ調センコトヲ乞フ塾長出テ、面ス君曰ク僕各地ノ校舎ニ出入スル茲ニ数年其規則ヲ一日スレハ頗ル善美ノ如クナルモ入塾スルニ及ヒ規則整ハス教法備ハラス為メニ瓦解スル者少カラス僕恐ル本校ノ如キモ亦其流亜ナルコトヲ願クハ一日ノ講義ヲ傍聴セシメテ若シ僕ノ心ニ得ル所アラハ直ニ入塾セント塾長之ヲ諾ス是ニ於テ君教官ノ講義ヲ傍聴シ後遂ニ該塾ニ入ル」（前掲『東京代言人列伝』三七頁）。

- (41) 木澤成肅は、嘉永四（一八五二）年一月から安政四（一八五七）年二月まで都合七ケ年間儒者東條文蔵（東條一堂、）に従学、文久元（一八六一）年正月から慶応元（一八六五）年正月まで五ケ年間儒者塩谷甲蔵（塩谷宕陰、『海国図志』の校者）に転学修業、慶応三（一八六七）年三月に塾開業。業績として、同編・書『民家便覧証券文叢』（甘泉堂、明治七年三月）などがある。（出典）「第五番中学区開学明細調（明治六年一月東京府）」（東京都公文書館所蔵、請求番号606-C310）。

- (42) 島田重禮、名は重禮、字敬甫、号を篁村と称する。天保九（一八三八）年八月武蔵国荏原郡大崎村に生まれる。嘉永六（一八五三）年六月から万延元（一八六〇）年一月まで都合八ケ年間儒者海保章之助（漁村）につき漢学を修業。その後諸処に就問し、二六歳にして昌平黌に入る。慶応元年九月、塩谷宕陰の推挙で昌平黌助教となる。明治三（一八七〇）年四月塾を開業。清朝考証学を本格的に経学研究に導入した日本で最初の漢学者といわれる。七年二月東京師範学校教師を経て、一二年九月東京大学文学部講師、一四年八月東京大学文学部教授、一九年一月文科大学教授、二一年五月文学博士の学位を授与される。（出典）荻原善太郎編『日本

博士全伝』(岡保三郎、明治二十年)など。

(43) 福羽美静は、当時、宮内省三等出仕。開業願には「学流ハ大国隆正ヲ師トシ皇朝古典ヲ講究シ天理人道ノ教学ヲ主トシ又歌学語学ヲ授ク専ラ読書捷径方ヲ以テ生徒ヲ誘導ス」と記している。(出典)「明治六年二月開学願書 壱号」(東京都公文書館所蔵、請求番号606-C4-1)。

(44) 芳野匏宇は、文政六(一八二三)年より同一〇(一八二七)年まで都合五ヶ年間亀田文蔵(関宿藩)に寄塾し漢学を研究。明治元(一八六八)年一月から三(一八七〇)年七月まで大学教授勤務。著書に『譚故書餘 乾』(大村屋総兵衛、明治九年)などがある。(出典)「明治六年二月開学願書 壱号」(東京都公文書館所蔵、請求番号606-C4-1)。

(45) 藤野正啓は、弘化元(一八四四)年から四年間松山藩校明教館に入寮。嘉永元(一八四八)年から三年間古賀謹一郎に従学し昌平齋に入寮。安政六(一八五九)年から再び昌平齋に入寮し三年間漢学を修業。明治二(一八六九)年昌平学校二等教授、同年大学小博士。翌年大学廃止に伴い松山藩大参事となる。四年廢藩後は東京府権典事ついで大属となる。八年太政官修史局設置とともに御用掛勤務、九年官修史局三等編修官となる。(出典)「明治六年二月開学願書 十六号」(東京都公文書館所蔵、請求番号606-C4-16)。

(46) 塙忠韶は、塙忠宝の長男。父の不慮の死後、家督をついだ。勘定格で和学講談所付を命じられ、稽古所で国史・律令を教授した。維新後は大学少教授、修士局御用等を歴任した。同編『平曲句組』(明治一二年八月)、同編『史料宇多天皇事記』(明治一七年五月)などの業績がある。また、祖父保己一が企画、父忠宝が引き継いだ『続群書類従』書目の蒐集・校訂・浄書に努め、『続群書類従』は明治四四(一九一一年)年に完成した。(出典)「開学願書 二拾七号」(東京都公文書館所蔵、請求番号607-B48)。

(47) 岡松甕谷は、文政三(一八二〇)年、豊後高田に生まれた。名は辰。幕末・明治を代表する儒学者の一人。帆足万里に学び、西人窮理の学を究め、熊本藩に仕えた。維新後は昌平齋教授・大学少博士となり、国史編輯などにも携わった。官を辞して延岡・熊本などで教授した後、明治九(一八七六)年、東京に私学紹成書院を創め、子弟教育に尽くした。経術に深く、かつ蘭英二ヶ国語に通じた。

- のちに東京大学文学部教授となり、明治二八（一八九五年）、七五歳で没した。著書に「初学文範」「莊子考」「楚辞考」「承久記略」「在府中霸窓漫興」「窮理解環」「東瀛紀事本末」「訳文彙編」「西客問答」「紹成講義」「訳常山紀談」などがある。民法学者・岡松参太郎の父。（出典）東京都公文書館所蔵「明治九年開学願書第三十号」（請求番号607-D8-11）、同「明治九年私学開業願」（請求番号607-D8-16）、「私学学校明細簿」（請求番号608-A3-24）<http://www.wul.waseda.ac.jp/PUBS/fumi/63/63-04.html>
- (48) 井上重實には、井上重實点『御批歴代通鑑輯覧 明紀』（山中出版舎、明治一六年）、同編『修身訓蒙』（金鱗堂、明治一六年）などの業績がある。
- (49) 亦楽塾は、当初、教授すべき科目を皇学・数学・洋算としていたが、明治一〇年には法律学もその一つに加えるに至った（「私学校明細簿」、東京都公文書館所蔵、請求番号608-A3-24）。
- (50) 手塚豊「最初の東京大学法学部教授井上良一略伝」、同著『明治史研究雑纂』慶應義塾大学出版会、平成六年、四九〜六一頁、石瀧豊美「ボストンの侍・井上良一」（全一七回、西日本新聞夕刊連載、平成一五年一月四日〜四月二六日）。いずれの著者も、福吉舎については言及していない。
- (51) 東京大学の創設（明治一〇年四月）に関しては、前掲『東京大学百年史』通史一、四一一頁以下、参照。
- (52) 長崎府学校とは長崎府医学校（明治元年一〇月設置）のことと思われる。なお、「長崎府医学校規則並附録」（早稲田大学図書館所蔵大隈重信関係資料、<http://hdl.handle.net/2065/12386>）を参照。
- (53) 大野平一（二七九七〜一八七四）は肥前蓮池藩士で蓮池藩校成章館教授。政治家武富時敏（第一次大隈内閣書記官長、第二次大隈内閣通信大臣）の外祖父に当たる。（出典）宮崎十三八・安岡昭男『幕末維新人名事典』（新人物往来社、一九九四年）。
- (54) 坂本秋郷は、文政三（一八一八）年長崎に生まれる。長崎会所筆者見習、筑後高神社宮司などを経て諏訪神社祠官となる。国学者。「眼鏡橋」の命名者としても知られている。

- (55) 廣運館の前身は、文久三(一八六三)年に幕府が長崎に設置した語学所である。語学所は、慶応元(一八六五)年八月に済美館と改称され、フルベッキ(Verbeck, Guido Herman Fridolin)、何礼之(当時礼之助)、柴田昌吉(当時大介)らが中心となって、英、仏、露、清、蘭の語学、さらに歴史、地理、数学、物理、経済などを教授した。慶応四(一八六八)年四月に済美館は長崎府によって廣運館と改称された。大槻修二編『日本洋学年表』大槻修二、一八七七年など参照。
- (56) 東京日新社とは、福地源一郎(桜痴)が湯島に設けた家塾・日新社のことと思われる。一時期、中江篤助(兆民)はその塾頭となりフランス語を教えていたという(幸徳秋水『兆民先生・兆民先生行状記』岩波文庫、一九六〇年、一〇頁)。
- (57) 明治四(一八七一)年八月一四日付で工部省に設置された第二等寮の一つ、「製作寮」(明治一〇年廃止)のことか。
- (58) ライトに関する詳細は不明である。
- (59) フロランに関する詳細は不明である。
- (60) 前掲・奥平『日本弁護士史』一五一頁。また、本多は―豊太郎と同じく―明治九年五月に実施された東京府第二回代言人検査の合格者であった(前掲・奥平『日本弁護士史』一八九頁)。なお、本多潤には『各国弁護士法』(東京両組合委員会、一八九〇年)などの著書がある。
- (61) 前掲『明治大学百年史』第三卷通史編I、七四頁。
- (62) 仁平豊次は、嘉永三(一八五〇)年越後国柿崎に生まれ、明治五(一八七二)年三月東京に出て、同人社(開設者は中村正直)において英書・和漢学を修めた。さらに名村泰蔵について法律を学び、八年三月には駅通寮一五等出仕となった。仁平学校を開業したのはその翌年のことであった。さらに明治一四(一八八一)年一月、仁平は官を辞して東京法学校に入学して法学を研究する傍ら、磯部四郎につきその薫陶を受けたという。その後、一五年名古屋で代言試験に合格し、翌一六年一月代言免許を取得した。そして、明治二二(一八八九)年メソジスト派の信徒になるとともに札幌に移住した。札幌では同志と語って、二四(一八九一)年

に現在の教団札幌教会を設立した。二九（一八九六）年からは札幌弁護士会会長を務めたという。岡崎官次郎編『北海道人物誌』第一編（北海道人物誌編纂所、明治二六年）、『北星学園報』第四六号、昭和六〇年一〇月一八日）、参照。なお、仁平豊次編『日用規則便覧』（角松久治郎、明治九年）がある。

(63) 前掲『擬律必携』乾・坤（袋屋亀次郎、明治八年五月）。なお、同年七月には、さらに横山成教・小山重喬・渡辺義雄編『擬律必携』第二編（上・中・下）、第三編（上・中・下）、第四編（甲・乙）が出版された。

(64) 内村義城編述『律例釈義』（中外堂、明治九年六月）によれば、「輒近ノ諸書、読律ニ便ナル者少カラズ、所謂註釈本、擬律必携、新律附例解、読律必携等ハ、世ニ著明ナル者ナリ」（緒言）という。

(65) 平山果は茨城県水戸に生まれ、明治に入ると判事補として某裁判所に赴任するも、同僚と議が合わず辞任。その後、東京神田小川坊で著述編集に専念。明治九年春以降甲駿の間を歴遊。その後、東京に帰り再び編集に従事した。（出典）小池洋次郎著『民権家列伝 初篇』（巖々堂、明治一三年一二月）。平山が編集した出版物として、同編／宮内貫一閱『近頃珍敷話 初輯』（中村熊次郎、明治九年一二月）、同編『古哲明言鈔』（中村熊次郎、明治一〇年二月）、同編『今代英雄叢話 初編』（藤舟堂、明治一一年一〇月）、同編『新律適用』（高山堂、明治一四年二月）などがある。

(66) 講法学社は、明治九（一八七六）年一二月二三日、大井憲太郎、村瀬讓、北島道龍の三名によって開業願が提出され、東京府駿河台西紅梅町五番地に設立された。教員として授業を担当したのは北島道龍と大井憲太郎である（「明治九年十二月私学開業願」東京都公文書館所蔵、請求番号607-D&I7）。平野義太郎によれば、講法学社では「箕作麟祥・松田正久・大井憲太郎が仏蘭西法律を講じ、高木怡莊・牛場卓蔵が英書を、小松済治・北島道龍が独逸書を、岡松甕谷が明清律・新律綱領・改定律例を講じた」（平野義太郎編著『馬城大井憲太郎伝』大井馬城伝編集部、昭和一三年、一七頁）という。その後、大井憲太郎はひとり講法学社を離れ、明治一〇年五月に明法学社を設立した。その場所は講法学社にほど近い、駿河台東紅梅町九番地であった（「私学開業願」、東京都公文書

館所蔵、請求番号608-A3-22)。なお、資料によっては校名を「明法学舎」と記すものもあるが（「私学校明細簿」、東京都公文書館所蔵、請求番号608-A3-24）、本稿では「明法学社」で統一した。

(67) 審法社の存在については、『明治大学百年史』がすでに言及している（『明治大学百年史』第三巻通史編Ⅰ、七四頁）。同社の開業願によれば、校主は小幡勝、教員は佐野安麻呂、学科は「内国法律諸書 支那及ヒ欧州各国ノ法律書但シ原書及ヒ翻訳書ヲ用ユ」とされていた。小幡勝の詳細は不明である。佐野安麻呂は、文久元（一八六一）年から慶応元（一八六五）年まで長崎県旧小城藩興讓館で漢学を修業し、慶応二（一八六六）年から明治元（一八六八）年まで長崎において池田寛治に従いフランス学を学んだ。さらに明治二年から四年まで開成所においてフランス学を修業、五年から七年まで司法省明法寮においてフランス学を研究したという。（出典）「私学開業願」（東京都公文書館所蔵、請求番号608-A3-22）。

(68) なお、明治一〇（一八七七）年に作成された資料によれば、明治一〇年現在開業しているのは、法律学舎（教員三名、生徒一七人）、審法社（教員二名、生徒一五人）、亦楽塾（教員一名、生徒三八人）、明法学社（教員一名、生徒数不明）などである。福吉舎、法律学舎分校、仁平学校、講法学社などはすでに廃業していたようである（「私学校明細調」、東京都公文書館所蔵、請求番号608-A3-24）。なお、法律学舎は、明治一〇年七月神田錦町二丁目に移転後、生徒の受け入れを断り、もっぱら詞訟代言業務に従事するようになったという（前掲・奥平『日本弁護士史』一九八頁）。

(69) ちなみに、前掲『東京代言人列伝』は七名の著名な免許代言人の履歴を紹介している。同書から彼らの法学教育歴を抽出すれば、以下の通りである。大岡育造（講法学社→司法省法学校）、志摩万次郎（法律学舎、ただし在籍数ヶ月）、田島鹿之助（北洲舎で代言事務を執り、その後に代言免許取得）、岡本忠三（代言事務を執り、その後に代言免許取得）、中島又五郎（法律学舎）、飯塚銀弥（法律学舎）、高梨哲四郎（遵義舎）。ここにも示されているように、この時期、免許代言人になったのは、①法律学舎などの法学校で学んだ人々か、②北洲舎や遵義舎のような代言結社で実務経験を身につけた人々が主であった。この点については、前掲・奥平

『日本弁護士史』一八四頁以下、を参照されたい。本稿の考察はもっぱら①に向けられている。②については今後の課題とせざるを得ない。

- (70) これらの表を作成するにあたっては、おもに①国立情報学研究所Webcat Plus (<http://webcatplus.ni.ac.jp/>)、②NDL-OPAC (国立国会図書館蔵書検索・申込システム) (<http://opac.ndl.go.jp/>)、③国立国会図書館近代デジタルライブラリー (<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>)、④西村捨也編『明治時代法律書解題』(酒井書店、昭和四三年)などを利用した。
- (71) 『泰西国法論』については、とくに坂井雄吉「フィッセルリングとブルンチュリー」『泰西国法論』の歴史的位罫―、大久保利謙編『津田真道 研究と伝記』みすず書房、一九九七年、一七七頁以下、参照。
- (72) その後、加藤がもっとも重視していた主権論は、『国法汎論』巻六―巻九(九冊)として明治五年から七年にかけて順次刊行された。
- (73) このほか国際法分野の業績として、とくにウールシー著／箕作麟祥訳『国際法(万国公法)』上編(弘文堂、明治六年三月)を挙げたい。同書は、本邦初の「国際法」の使用例である。
- (74) 「政典」とは神田の造語で、「根本律法」つまり憲法を意味している。
- (75) 訳者である生田は、同書の中で、当初の出版計画を次のように説明している。「余窃ニ立憲政体ニ志アリ公務ノ余暇同志ト謀リ仏蘭西人ヂブスケ氏ニ請ヒ仏蘭西憲法ヲ訳セシメ質問筆録ニ従事シ千七百九十一年ヨリ千八百四十八年ニ至ル迄憲法ノ変スル九回ニシテ其稿数冊ヲ成スニ至レリ千八百五十年以後ハ箕作氏ノ訳本アレハ省キテ録セス」(緒言)。
- (76) さらに明治一〇年九月、ラフェリエル纂輯／バトビー訂正／田中耕造訳／細川潤次郎校閲『欧洲各国憲法』(元老院蔵版)の刊行により、スペイン憲法(一八四五年)、スイス憲法(一八四八年)、ポルトガル憲法(一八二六年)、オランダ憲法(一八一五年)、デンマーク憲法(一八六六年)、イタリア憲法(一八四八年)、ドイツ帝国憲法(一八七一年)、オーストリア憲法(一八六七年)がそれぞれ翻訳・出版された。

(77) 箕作は、出版に至る経緯を次のように述べている。「客歳ノ冬、仏蘭西法律書中ニ就キ急ニ刑法ノ一部ヲ訳ス可キノ命ヲ奉シ、胆勉緒ニ就キ、纒ニ其稿ヲ脱シ之ヲ上リ故ニ当時ニ在テハ只其竣功ヲ期スルノ急ナルカ為メ、儘遺漏ヲ免レサル処アリ、今者之ヲ覽中ニ刻スルニ因リ、反復考覈更ニ校訂ヲ加ヘ事由ノ明晰ナラサル者ハ、美国教師フルベッキ氏ニ就正スト、雖トモ法律ノ学ハ彼上ニ於テ専門ノ一科ト為シ、其国人ト雖トモ亦其学ニ従事スルコト数歳焉ニ非レハ、其事体ヲ諳悉シテ鮮明ヲ盡スコト能ハス況ヤ他邦人ヲ以テ自ラ量ラス未学ノ事ヲ訳スレハ、謬誤ニ於テ猶尠シト謂フ可カラス」(凡例)。

(78) 箕作によれば、「此書余嘗テ文部省ニ在ルノ日、繙訳スル所ニ係ル故ニ民法刑法ノ二者ハ既ニ同省ニ於テ之ヲ梓ニ上ス然レトモ、当時専ラ刊行ヲ促カスノ急ナルヲ以テ全部ノ訳了ヲ待タス、從テ訳スルハ從テ刻シ、卷中ノ異同、謬脱今ニ在テ之ヲ思フニ、釈然懷ニ憾ナキ能ハス……因テ今者正院ニ於テ之ヲ活刷シ、合釘以テ二冊トシ、為シテ其異同、謬脱ハ更ニ之カ校訂ヲ加ヘカメテ其当ヲ得ルヲ期ス」(例言)という。

(79) たとえば中正衡・桜井精著『仏蘭西法律民法略解』卷之一(島村利助・吉松四郎、明治八年一二月)は、箕作訳(改正本)をベースに、フランス民法一―三四一条までの条文大意を初学者向けに解説している。

(80) たとえば箕作は、『仏蘭西法律書』の読み方について次のように述べている。「今此書ヲ読ム者ハ沈潜反覆先ツ全書ノ大旨ヲ了解シ然ル後互ニ其表裏ヲ為シテ相照応スル所アルヲ知り始メテ其端緒ヲ得ルニ至ル可ク一再読過頓ニ通曉ス可キニ非ス」(翻訳局(箕作麟祥)訳『仏蘭西法律書』上巻、例言、印書局、明治八年四月)。

(81) 中正衡は、海江田信義・牟田口通照らとともに左院四等議官をつとめた人物である。法律関係の業績としては、同著『政学概論』(石川舞台、明治九年一二月)、同編『明律約解』卷一―三(上田勘兵衛、明治一〇年)、同著『法律概論』卷之上(真宗東派本願寺、明治一一年七月)などがある。長谷山彰『内外法制沿革略』を中心としてみた中正衡の思想―奥平菴岐から明治の官僚中正衡へ―(『近代日本研究』九、一九九三年三月、所収)、参照。

- (82) 黒川誠一郎は司法省少書記官、大書記官などを経て（『明治官員録』）、明治一三年四月には民法編纂局（大木喬任総裁）の分任委員の一人（他の委員はボアソナード、箕作麟祥、磯辺四郎など）となった（大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』雄松堂、平成一一年、三三頁以下）。
- (83) 筆者は同書巻一が未見である。
- (84) グロースの講義については、前掲・手塚『明治史研究雑纂』一八五頁以下、参照。
- (85) この「講法学社」は私立法学校「講法学社」と同一のものと思われる。
- (86) 明治一一年二月には星亨著『英国法律全書附録』（有為社蔵版）が刊行された。
- (87) 官の側が法の周知を図るために刊行したことから、民の側が法理解の便を図るために出版したものでその目的もさまざまであった。
- (88) 同書の統編として、その後も同編『統編訴訟必携』（明治七年七月）、『統二編訴訟必携』（明治七年一月）、『統三編訴訟必携』（上・下（明治八年三月））が刊行された。
- (89) 序文によれば、同書出版の経緯は以下の通りである。「前（東京―引用者）裁判所長北畠治房有見於此命僚属今村信行類聚公布係民事者成二十七卷每卷附本省指令以便參觀未幾信行出役于山梨於是弘與渡邊義雄繼而輯之更得二十九卷前後五十六卷併為一部二十九門名曰民法撮要所長松岡康毅請司法卿以鐫之於木命弘序之」（蒲生弘序文）。
- (90) これに類するものとして、他に、猪野好爵撰／亀谷省軒（行）閲『律令字類』（光風社蔵版、勝村治右衛門ほか発兌、明治七年五月）などがある。
- (91) その後、本書の統編として、近藤圭造編『読律必携』二編（上・下）（近藤圭造出版、千鍾房・広文堂発兌、明治八年一月）が刊行された。
- (92) 本書も、その後統編として高橋秀好輯録／萩原裕鑑定『新律附例解補正』（全六冊）（萩原裕、明治九年四月）が刊行されている。

- (93) 本書の続編として、横山成教・小山重喬・渡辺義雄編『擬律必携』二編(上・中・下)、三編(上・中・下)、四編(甲・乙)(袋屋亀次郎、明治八年七月)が刊行された。さらに、横山成教・渡辺義雄・佐久間希清編『続擬律必携』(全二冊)(正木誓出版、北畠兵衛発兌、明治一〇年四月)も刊行された。
- (94) 同書は服忌令における等親の意義をもっぱら図解するもので、厳密に言えば注釈書とはいいがたいのだが。
- (95) 福島正夫は、維新に始まり、登記法制定の前年一八九九年に至る一八八一年間を「維新法」の時代とし、その一般的特性として、「過渡的な性格」、「法形式の不完備」、「断片的な法令群と統一性の欠如」、「慣習法の貧弱―私法の空白を埋めるもの(の存在―引用者)」、「啓蒙性」という五つを挙げている(福島正夫『日本資本主義の発達と私法』東京大学出版会、昭和六三年、一七頁以下、さらに個々の私法部門における法状況については同書二二頁以下、参照)。
- (96) なお、以下の叙述にあたっては、明治九年一月一日を基準点として、この時点で豊太郎は実際にどのような学習が可能であったのかを考えてみたい。
- (97) 既述の通り、本稿では、この福吉舎を本邦最初の私立法学校として措定した。
- (98) ただ、実際にこれら広義の私立法学校がどの程度免許代言人を輩出したのかはまったく不明である。
- (99) これは同時に、これら広義の私立法学校が過渡的性格を有するものであることを意味していた。なぜなら、日本の法体系が近代西洋法システムへの転換を完成させれば、広義の私立法学校の存在理由は必然的に消滅することになるからである。
- (100) たとえば、前島豊太郎「上大審院長玉乃判事求再審第二書」はイギリス法史やモンテスキューの法思想について言及している(静岡県民権百年実行委員会編『静岡県自由民権史料集』三一書房、昭和五九年、四七〇頁以下)。

表1 静岡県内代言人法学教育歴一覧

氏名	生年	免許取得年月	学歴等(在学年数)	備考
前島豊太郎	1835	1876.07	東京遊学。	
牧 三鼎		1876		
澤田 寧		1877	東京神田錦町の法律学舎に入学し、フランス法学を学ぶ。	1873年小学校教員を辞し、官を相手取り関用院朱印地上地不服申立訴訟の訴訟代理人を務める。
鈴木泰蔵		1877		
若林好徳	1845	1878		
佐藤 隆		1878		
高田敬義		1878.03		
鶴岡影光		1878		
村上孫一郎		1878		
金井善江		1879		
平本希一郎		1879.01		
宮下建彦		1879		
矢島喜作		1879		
三浦義禮	1853	1880.08		
畔柳時行	1847	1880.12		1878年から1880年まで代言結社「可進舎」の仮舎長をつとめる。
井上敬三郎	1853	1880.12		1874年より大阪府下で詞訟代言業を開始。
鈴木貫之	1855	1880.12		大阪専門学校(1879年4月に文部省所轄大阪英語学校を改称)。
深浦藤太郎	1856	1880		
角田真平	1857	1880		1874年志を立て東京に出る。1875年大島貞敏の代言結社「遵義社」開設に伴い入社。高梨哲四郎らとともに代言事務に従事。
龍 良策		1880		
八木栄造		1880		
吉川年朗		1880		
渡辺親好		1880		

梅田謹蔵	1832	1882		
大橋兼久	1845	1882		
若林賛平	1856	1882		
遠藤 靖	1857	1882	1880年東京に出て法律学を修める。	
勝田佳治		1882		
近藤荘吉		1882		
中村盛周		1882		
鈴木音高	1862	1883	上京しフランス法学を学ぶ。	
上野 靖		1886		
小竹禄之助	1863	1887	泰東法律学校(1881)、専修学校(1882~84)、明治法律学校(1886~)。	
三家重三郎	1863	1887	明治法律学校(~1887)。	
石岡雪治	1864	1888	司法省法学校。	司法省法学校三年生の資格をもって無試験免許代理人となる。
榊原周次郎		1888	英吉利法律学校(1886~88)。	
高梨鎌次郎	1868	1889	英吉利法律学校(1888~)。	
小野鎗三	1863	1890	司法省法学校。	司法省法学校三年生の資格をもって無試験免許代理人となる。
久保田銈一郎	1867	1890	明治法律学校(1887~89)。	
高柳覚太郎	1867	1890	東京法学院。	
井上剛一	1868	1890	英吉利法律学校(1887~)。	
丸山文司	1862	1892	英吉利法律学校(~1892)。	
石橋幸蔵		1892		
岩田 實		1892	東京法学院(~1889)。	
中野福三郎	1868	1893	明治法律学校(~1889)。	
田峰樞吉				
澤井庄蔵				

(出典)橋本誠一「静岡県代言人・弁護士人名一覧」([http://www.geocities.jp/jlshashi/link/sizuoka\\_zaiya\\_hoso.html](http://www.geocities.jp/jlshashi/link/sizuoka_zaiya_hoso.html))

表2 東京府の私立学校 (明治六年)

学校名	位置	校主	学科	授業時間	教師人員		生徒人員		備考
					総数	外国人	総数	女子	
育英学校	東京府烏森町五番地	有栖川宮 (家令藤井希璞)	英学, 独学	9:00~16:00	3	1	64	0	6~15歳の生徒39人, 16歳以上の生徒25人
海南私学	東京府箱崎町四丁目一番地	山内豊範	仏語学	6:00~12:00	1	1	24	0	6~15歳の生徒3人, 16歳以上の生徒21人
有馬私学校	東京府赤坂表三丁目一番地	有馬頼咸	皇漢兼学, 英学, 数学, 習字	7:00~14:00	18	2	207	14	6~15歳の生徒69人, 16歳以上の生徒138人
勤学義塾	東京府愛宕下町二丁目乙一番地	遠藤胤城 石川総管	英学, 数学	7:30~17:00	6	1	158	0	6~15歳の生徒42人, 16歳以上の生徒116人
共懐義塾	東京府湯嶋三組町百五番地	南部信氏	英学		15	1	229	0	6~15歳の生徒43人, 16歳以上の生徒186人
培達義塾	東京府下六番町二十三番地	亀井茲監	独逸学, 数学	9:00~16:00	2	1	10	-	6~15歳の生徒3人, 16歳以上の生徒7人
補化書院	東京府湯島天神町三番地	板倉勝弼	英学, 数学	7:00~16:00	2	1	22	0	6~15歳の生徒2人, 16歳以上の生徒20人
習成舎	東京府浅草田島町五十八番地	板倉勝任	皇学, 支那学, 英学, 筆学, 数学	9:00~15:00	23	0	306	19	6~15歳の生徒168人, 16歳以上の生徒138人
逢坂学社	東京府若宮町三十三番地	辻新次 牧山耕平 三穂建道 川田 剛	英学	9:00~16:00	2	1	43	0	6~15歳の生徒10人, 16歳以上の生徒33人
共立学校	東京府神田淡路町二丁目三番地	佐野 鼎	皇学, 数学, 筆学, 英学	(16歳以上)6:30~12:30 (6~15歳)6:30~14:00	10	3	159	33	6~15歳の生徒126人, 16歳以上の生徒33人
東派学塾	東京府浅草松清町四番地東本願寺	大谷光勝	皇学, 积学, 支那学, 英学, 数学, 筆学	6:00~17:00	42	0	186	5	6~15歳の生徒33人, 16歳以上の生徒153人 なお、生徒186人のほかに学費係を兼動する生徒が15人いる
慶應義塾	東京府三田二丁目十三番地	福沢諭吉	英学	8:00~15:00	16	1	250	0	6~15歳の生徒73人, 16歳以上の生徒177人
情成学舎	東京府浅草栄久町二番地	千種顕信	皇学, 支那学, 英学, 仏学, 独逸学, 数学, 筆学	7:00~15:00	12	0	82	0	6~15歳の生徒15人, 16歳以上の生徒67人
芳英社	東京府神田雉子町三十三番地	齋藤實堯	英学	9:00~16:00	3	1	77	77	6~15歳の生徒71人, 16歳以上の生徒6人
進文学社	東京府本郷元町二丁目三十七番地	橘 機郎	英語学, 独逸語学, 皇学, 筆学, 数学		12	2	133	0	6~15歳の生徒45人, 16歳以上の生徒88人 なお、内国人教員10人は生徒が兼ねる
金蘭舎	東京府南新堀二丁目七番地	藤元正兵衛	皇学, 支那学, 英学, 仏学, 数学, 筆学	7:00~16:00 20:00~22:00	2	0	40	6	6~15歳の生徒20人, 16歳以上の生徒20人
墨水学校	東京府須崎村二番地	石川兵左衛門	英学, 数学, 筆学	8:00~15:00	1	1	22	0	6~15歳の生徒10人, 16歳以上の生徒12人
龍門義塾	東京府小川町今小路二丁目六番地	岩橋貞知	皇漢学, 英学, 独逸学	8:00~17:00	3	1	27	0	6~15歳の生徒9人, 16歳以上の生徒18人
駿台学社	東京府駿河台北甲賀町二十番地	小堀 清	支那学, 英学, 独逸学, 数学	8:00~16:00	4	2	70	0	6~15歳の生徒16人, 16歳以上の生徒54人
啓蒙舎	東京府西久保城山町一番地	山本久照	英学, 洋算	8:00~12:00 16:00~18:00	2	0	36	0	6~15歳の生徒11人, 16歳以上の生徒25人
明新学舎	東京府栄久町三十六番地	柳本直太郎	英学, 独乙学, 数学	8:00~16:00	3	0	33	0	6~15歳の生徒7人, 16歳以上の生徒26人
迎義塾	東京府愛宕町三丁目一番地	林 欽次	仏語学, 農学	8:00~12:00	2	2	30	-	6~15歳の生徒0人, 16歳以上の生徒30人
耐恒学舎	東京府中六番町四十番地	山口文次郎	英学, 支那学, 算術	8:00~16:00	4	0	47	0	7~15歳の生徒7人, 16歳以上の生徒40人
育英舎	東京府練堀町一番地	伊東保義	英学, 数学	15:00~23:30	3	1	29	0	6~15歳の生徒11人, 16歳以上の生徒18人
親国学舎	東京府小石川表町二十三番地	関 生三	英学, 数学	7:00~16:00	2	0	77	0	15歳以下の生徒21人, 16歳以上の生徒56人

集成学舎	東京府木場町七番地	江田見義	皇学, 漢学, 英学, 数学, 習字	6:00~16:00	2	0	26	12	6~15歳の生徒26人, 16歳以上の生徒0人
日章堂	東京府上楨町一番地	渡辺 濟	英学, 仏学, 数学	7:00~20:00	5	0	105	1	6~15歳の生徒15人, 16歳以上の生徒90人
明治学舎	東京府富士見町一丁目十番地	岩本忠蔵	英学, 支那学, 数学, 筆学	6:00~19:00	8	1	67	0	6~15歳の生徒26人, 16歳以上の生徒41人
敬業社	東京府通新石町十九番地	神沼源之丞	皇学, 支那学, 英学, 数学, 筆道	8:00~16:00	3	0	186	8	6~15歳の生徒183人, 16歳以上の生徒3人
普莪学舎	東京府深川東森下町百五十四番地	小嶋守気	英学, 数学	5:00~16:00	5	1	72	2	6~15歳の生徒23人, 16歳以上の生徒49人
訓蒙学舎	東京府一橋通町二番地	篠田隆典 佐久間正郎 岡部盛良 小林政削	支那学, 英学, 仏学, 独逸学, 数学, 筆学	7:00~12:00	9	0	118	5	6~15歳の生徒118人, 16歳以上の生徒0人
代々木学舎	東京府代々木新町三十四番地	此木山正広	皇学, 支那学, 数学, 筆学	7:00~14:00	2	0	34	7	6~15歳の生徒24人, 16歳以上の生徒10人
攻玉塾	東京府芝新銭座町第六番地	前田 亨	皇学, 支那学, 英学, 数学, 筆学	7:00~18:00	16	0	125	-	6~15歳の生徒33人, 16歳以上の生徒92人
賛育社	東京府神田岩本町四十三番地	阿部真浩	皇学, 支那学, 英学, 数学, 筆学	5:00~22:00	4	0	0	0	学校営繕中につき開業せず
松聲堂	東京府麴町集町二十一番地	岡村道賢	筆学, 読書, 英学, 算術	8:00~16:00	2	0	73	40	6~15歳の生徒69人, 16歳以上の生徒4人
共和義塾	東京府浅草西鳥越町二番	田代運四郎	英学, 独学	7:00~16:00	1	1	21	0	6~15歳の生徒5人, 16歳以上の生徒16人
育幼義塾	東京府愛宕町三丁目一番地	坂部 寔	皇朝学, 英学, 数学, 習字	7:00~14:30	9	0	109	0	6~15歳の生徒62人, 16歳以上の生徒47人
資生学舎	東京府本両替町十番地	岡田三右衛門	仏学	9:00~11:00	1	1	12	0	6~15歳の生徒0人, 16歳以上の生徒12人
紅梅塾	東京府西紅梅町九番地	依田 薫	支那学, 英学, 数学, 習字, 律学	8:00~16:00 (律学)18:00~21:00	2	0	16	1	10~15歳の生徒16人, 16歳以上の生徒0人
九段学舎	東京府飯田町一丁目十番地	児玉武寛	英学, 数学	7:00~21:00	4	0	21	0	6~15歳の生徒7人, 16歳以上の生徒14人
日就義塾	東京府市ヶ谷八幡町十七番地	栗林 清	英学, 算術, 漢学	7:00~18:00	5	0	17	0	6~15歳の生徒1人, 16歳以上の生徒16人
筍新館	東京府亀島町一丁目三十二番地	岸 俊雄	数学, 英学	6:00~17:00	4	0	47	0	6~15歳の生徒3人, 16歳以上の生徒44人
如蘭社	東京府芝山内九十一番地	植木暲造	英学, 数学	7:00~18:00	8	0	70	2	6~15歳の生徒5人, 16歳以上の生徒65人
同人社	東京府小石川江戸川町十七番地	中村正直	支那学, 英学, 数学	8:00~16:00	3	0	40	7	6~15歳の生徒40人, 16歳以上の生徒0人
開元舎	東京府牛込肴町三十二番地	石坂清長 平川豊貴	英学, 数学	8:00~12:00	3	0	32	0	6~15歳の生徒2人, 16歳以上の生徒30人
日洗舎	東京府新吉原京町一丁目三十番	沼口清吉	皇学, 支那学, 英学, 数学, 筆学	7:00~18:00	2	0	36	6	6~15歳の生徒24人, 16歳以上の生徒12人
隆慶義塾	東京府新小川町一丁目二番地	渡部 温	英学, 数学	8:00~15:00	1	1	14	0	15歳以下の生徒3人, 16歳以上の生徒11人
共学舎	東京府美土代町四丁目五番地	佐原純一	英学, 仏学, 数学, 漢学, 筆学		9	0	63	-	6~15歳の生徒23人, 16歳以上の生徒40人

(出典)「明治六年私立学校明細調」(東京都公文書館所蔵、請求番号606-C3-12)

表3 東京府における私学校・私塾開学状況(明治6~10年)

名称	位置	校主/塾主	教員	学科	教則 (おもに法律関係)	教授時間	学資			開業願 日付	出典
							束脩	月謝	その他		
克己塾	東京府湯島天神町百八番地	青木先孝	青木先孝	支那学	大日本史, 山陽外史, 左氏伝, 四書五経, 西洋諸書翻訳書, 明律など					(開業) 安政 03.**.**	「第四番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-9)
育英塾	東京府浅草三筋町二十五番地	木澤成肅	木澤成肅	皇学, 支那学, 西洋翻訳書類	(政法部)令義解, 新律綱領, 泰西国法論, 西洋事情					(開業) 慶応 03.03.*	「第五番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-10)
通義社	東京府本所菊川町一丁目一番地	木下良三	木下良三	支那学, 医学	万国公法					(開業) 慶応 04.06.**	「第六番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-11)
開明塾	東京府下谷御徒町三丁目四十八番地	金枝鉄太郎	金枝鉄太郎	皇学, 支那学	万国公法					(開業) 明治 03.02.**	「第五番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-10)
双桂精舎	東京府下谷練堀町三番地	島田重禮	島田重禮	支那学	唐律, 明律, 律, 令, 延喜式, 類聚三大格など					(開業) 03.04.**	「第五番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-10)
青岨塾	東京府西紅梅町九番地	依田薫	依田薫 宇高三蔵	支那律学, 英学	(支那律学)唐律疏議, 明律, 清律, 棠陰比事					(開業) 03.04.**	「第四番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-9)
	東京府花又村百七十三番屋敷法泉寺	春日井富二郎	春日井富二郎	漢学, 皇学, 医学, 訳書	万国公法					(開業) 04.08.**	「第六番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-11)
共心義塾	東京府神田佐久間町三丁目二十一番地	板倉勝任	本居豊穎 久保季茲 青木幸躬 三輪田高房 井上頼国 太田代清順 古家政茂	皇学, 支那学, 英学, 算術	(英学)法科書, 理科書					(免許) 05.04.** (開業) 05.05.**	「第五番中学区開学明細調(明治六年一月東京府)」(606-C3-10)
登山塾 (登山学校)	東京府土手三番町十番地	福羽美静	福羽美静	正業科(紀伝学, 礼典学, 政道学, 心法学, 律令学, 物理学, 語辞学, 規外学) / 少業科(暗誦, 素読, 習字等)	「(律令学の大意)世に刑律あるは衆庶を匡正するの大器なり又律法令条古今沿革あり其義を并知して信守する道理を会得す右律令学の大意」		500疋	2分	1円2分2朱	05.11.08	「明治六年二月開学願書番号」(606-C4-1), 「私学校明細簿」(608-A3-24), 「私学校明細簿」によれば生徒数3人
	東京府神田末広町三十一番地	芳野匏宇	芳野匏宇	(上等学科)律令, 明律など / 「此外国書支那籍西洋翻訳書等有用ノ書ヲ撰ヒ博ク涉獵」	質疑 毎日午前 講義 十二次 輪講 十八次					05.11.**	「明治六年二月開学願書番号」(606-C4-1)

(双桂舎)	東京府下谷練堀町三番地	島田重禮	島田重禮	(上等学科)唐律, 明律, 律, 令, 延喜式, 類聚三代格など	質疑・授読 毎日午前 講義 十二次 輪講 十八次	任意	任意	無	1両2分2朱	06.01.**	「明治六年二月開学願書三号」(606-C4-3), 「私学校明細簿」(608-A3-24) 「私学校明細簿」によれば生徒数175人
	東京府多摩郡上鷲宮村百番	篠正元	篠正元	太政官日誌, 郡中御制法, 日本書紀など	読書, 習字, 算術	7:00~16:00				06.02.**	「明治六年二月開学願書六号」(606-C4-6)
寄傲楼	東京府本郷菊坂町四十八番地	吉川高尚	吉川高尚 杉原平助	皇朝学(法度類), 支那学, 西洋学	十二時以前 素読・質問 十二時以降 講義・輪講					06.02.25	「明治六年二月開学願書六号」(606-C4-6)
瑞泉堂	東京府本郷菊坂町七十九番地	荒川徳友	荒川徳友 北田重正	法書, 御布告書類など		8:00~14:00	任意	任意		06.03.**	「明治六年二月開学願書七号」(606-C4-7)
慶應義塾	東京府三田二丁目十三番地	福沢諭吉	福沢諭吉 小幡篤次郎 カロザス ほか	英文学, 算術 (「私学校明細簿」では「英学」)	(本等第四年第三期)ウールシー万国公法					06.04.03	「明治六年一月開学願書私学之部」(606-C5-3), 「私学校明細簿」(608-A3-24) 「私学校明細簿」によれば生徒数313人
	東京府駿河台西紅梅町土居際	依田薫	依田薫 近藤正奇	律学(唐明清律, 仏国律翻訳書), 英学	五十ノ夜 律学	8:00~	75銭	50銭	1.7円	06.04.**	「明治六年一月開学願書私学之部」(606-C5-3)
	東京府向柳原町十七番地	藤野正啓	藤野正啓	皇学, 支那学	(中等生)令義解, 明清律 (上等生)万国公法	(講義)明律四九	50銭~1円	25銭	1.5円	06.**.**	「明治六年二月開学願書十六号」(606-C4-16)
	東京府小石川久野町七十一番地	白井篤治	白井篤治	皇学, 支那学	明律, 清律					06.07.05	「明治六年家塾開業願」(606-C4-20)
	東京府豊嶋郡下谷上車坂町二十番地	中神守洋	中神守洋	仏学	(読法)法律等	9:00~21:00	75銭	50銭		07.02.**	「明治七年八月開学願書二拾四号」(606-A5-9)
	東京府薬研堀町四番地	大石道直	大石道直	英学正則 英学変則	(正則上等第一級)法学総論 (変則講習第一級)法学総論	14:00~18:00	1.5円	50銭~1円		07.06.**	「明治七年八月開学願書二拾四号」(606-A5-10)
鞭駘義塾	東京府赤坂中之町六番地	木村一步	木村一步	米国普通学	(本科法科)万国公法			1.25円	2円	07.10.**	「明治八年四月開学願書二拾六号」(607-B4-7)
福吉舎	東京府赤坂福吉町一番地	井上良一 本間英一郎	井上良一 (法律学) 本間英一郎 (造営学)	英学	法律学一式 万国公法, 本邦之律例規則布告布達類取調					07.11.**	「明治八年四月開学願書二拾六号」(607-B4-7) 「私学校明細簿」に記載なし
明八義塾	東京府西久保茸手町二十一番地	錦織精之進	錦織精之進	英国普通学 変則・正則	(第六等)政体書, 万国公法			1円	50銭	08.03.16	「明治八年四月開学願書二拾六号」(607-B4-7)
	東京府麻布山本町善福寺内	塙忠韶	塙忠韶	皇学, 漢学	(皇学之部)律, 令義解	9:00~15:00				08.04.**	「開学願書 二拾七号」(607-B4-8)

法律学舎	東京府浅草森田町九番地 (小川町呑番地)	元田直	依田薫 (「私学校明細簿」では 教員3人)	内国法律諸書 支那及西洋各国法律翻 訳書 (「私学校明細簿」では 「法律」)	下級 内国法律書 上級 外国法律書	8:00~ 10:00 午後生 徒会読	1円	50銭	10銭	08.05.13	「開学願書 二拾七号」 (607-B4-8),「明治九年 二月調開学願書(第二 七号)」(607-D8-8),「私学 校明細簿」(608-A3-24) 「私学校明細簿」によれば 生徒数17人
	東京府南佐久間 町一丁目	樋口真彦	樋口真彦	皇学, 支那学, 兵学	令義解 (講習科目・律令)	7:00~ 16:00				08.07.**	「開学願書 二拾七号」 (607-B4-8),「明治九年 二月調開学願書(第二 七号)」(607-D8-8)
玉藻学校	東京府本郷元町 七十四番地	松平頼聰	平野久太郎	英語学, 英変則, 算術, 日本学	英語学変則四級(法律書・政体 書)	7:00~ 22:00	1.5円	1円	2.5円	08.09.**	「開学願書 二拾七号」 (607-B4-8),「明治九年 二月調開学願書(第二 七号)」(607-D8-8)
(分校)	東京府薬研堀町 二十五番地	片岡淳之輔	片岡淳之輔 安岡一(助 教)	英学	モイド「法律書」	素読 8:00~ 11:00 講義・解 読13:00 ~15:00				08.10.**	「明治八年十二月開学願 書(二八号)」(607-B4- 9),「明治九年開学願書 第二十八号」(607-D8-9)
秉彝学舎	東京府牛込矢来 町六番地	金谷昭	金谷昭	英学	法律学	14:00~ 18:00 夜学 20:00~ 22:00				08.10.**	「明治八年十二月開学願 書(二八号)」(607-B4- 9),「明治九年開学願書 第二十八号」(607-D8- 9),「私学校明細簿」 (608-A3-24)
	東京府本郷元町 二丁目五十七番 地	曲尾光龍	曲尾光龍	皇学, 漢籍, 泰西訳書	(皇学)令義解, (漢籍)明律, (泰西訳書)西洋事情, 万国公 法, 律書類	6:00~ 15:00 18:00~ 22:00				08.11.**	「明治八年十二月開学願 書(二八号)」(607-B4- 9),「明治九年開学願書 第二十八号」(607-D8-9)
	東京府芝増上寺 地中瑞華院	大河内正質	川村秀治	英語学	(第十五)万国公法	7:00~ 11:00 13:00~ 17:00		2円	4円	08.12.**	「明治九年開学願書(第 二九号)」(607-D8-10)
西川学校	東京府三崎町二 丁目三番地	西川彬	西川彬	国書, 漢書, 翻訳書	(国書)律書, (翻訳書)政体書, 法律書					09.01.17	「明治九年開学願書(第 二九号)」(607-D8-10)
我為我 学校	東京府松嶋町四 番地	佐野義郎	佐野義郎	国書, 漢書, 翻訳書	(漢書部)律書, (翻訳部)万国 公法等					09.02.**	「明治九年開学願書(第 二九号)」(607-D8-10), 「明治九年私学開業願 (607-D8-16)

仁平学校	東京府東福田町一番地	仁平豊次	仁平豊次	内国法律, 漢書, 数学	一六三八の日16:00~18:00 内国法律・漢書講義 一の日13:00~15:00 民事擬判 六の日13:00~15:00 擬律		50銭	50銭	2.1円	09.02.28	「明治九年開学願書(第二十九号)」(607-D8-10), 「明治九年私学開業願書」(607-D8-16) 「私学校明細簿」に記載なし
法律学舎分校	東京府南鍋町二丁目八番地	元田直	本多潤	内外法律諸書	下級 刑法講義 上級 民法会読	14:00~17:00	50銭	25銭		09.03.24	「明治九年開学願書(第二十九号)」(607-D8-10), 「明治九年私学開業願書」(607-D8-16) 「私学校明細簿」に記載なし
岡松学校(紹成書院)	東京府湯島四丁目八番地	岡松壺谷	岡松壺谷	皇学, 漢学, 西洋窮理, 律	(律)唐律疏義, 彙纂集成など(清律)	8:00~15:00				09.04.05	「明治九年開学願書第三十号」(607-D8-11), 「明治九年私学開業願書」(607-D8-16), 「私学校明細簿」(608-A3-24)
名倉学校	東京府田村町	名倉信敦	名倉信敦	漢学専門	一二十二史 明律 以上会読	7:00~12:00				09.04.20	「明治九年開学願書第三十号」(607-D8-11), 「明治九年十二月私学開業願書」(607-D8-17)
方圓社	東京府愛宕下町四丁目一番地	和田善左右衛門	平松知貞 山崎敏行 和田貴一郎	英学, 算術, 皇学, 漢学	(皇学漢学等級書目)二級新律綱領, 改定律例, 一級仏律民法	7:00~17:00	75銭	80銭 60銭 40銭	1.9~2円	09.05.10	「明治九年開学願書第三十号」(607-D8-11), 「明治九年私学開業願書」(607-D8-16), 「私学校明細簿」(608-A3-24)
観略学校	東京府有楽町三丁目一番地	永尾時三郎	永尾時三郎	国書, 漢書, 西洋翻訳書	(上級正課講義)新律綱領(時々ノ改定ニ従フ), (予課書目概略)令義解					09.08.12	「明治九年開学願書(第三十号)」(607-D8-12), 「明治九年私学開業願書」(607-D8-16)
知方学舎	東京府赤坂表三丁目	三毛証	三毛証 小林平八	漢学, 英学, 数学	(英学)読方ヨリ普通ノ書並天文 経済化学論理政治法律等	8:00~15:00 18:00~21:00				09.11.28	「明治九年十二月私学開業願書」(607-D8-17)
講法学社	東京府駿河台西紅梅町五番地	大井憲太郎 村瀬讓 北島道龍	北島道龍 大井憲太郎	内国法律諸書, 支那及ヒ 欧米各国法律並ニ經濟 書但シ原書並ニ翻訳書 ヲ用フ	下級 内国支那欧米各国ノ法律 並經濟書 中級 同 上級 同 但シ級ニ従ヒ書ニ難易アリ	8:00~12:00 13:00~16:00	1円	1円	20銭	09.12.23	「明治九年十二月私学開業願書」(607-D8-17) 「私学校明細簿」に記載なし
審法社	東京府浜町二丁目一番地	小幡勝	佐野安麻呂 (「私学校明細簿」では 教員二名)	内国法律諸書, 支那及ヒ 欧州各国ノ法律書但シ 原書及ヒ翻訳書ヲ用ユ (「私学校明細簿」では 「各国法律学 原書並反 訳書」)	下級 内国支那欧州各国法律 書 中級 同 上級 同 但シ級ニ従ヒ書ニ難易アリ	8:00~15:00		1円	1.75円	10.01.15	「私学開業願書」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24) 「私学校明細簿」によれば生徒数15人

賛化学舎	東京府浅草新畑町十一番地	伊藤定三郎 所嘉満	伊藤定三郎 所嘉満	漢学, 英学, 洋算, 和算	(英学)万国公法	8:00~ 15:00	/	10銭 ~1円	/	10.02.**	「私学開業願」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24)
諸書 会読所	東京府芝山内八十八号	堀龍太	金子豊明 堀龍太	英漢数学	(英学一等)万国公法	8:00~ 14:00	/	/	/	10.02.16	「私学開業願」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24)
誠貫義塾	東京府本所松井町三丁目八番地	杉浦義方	青木精一	英学, 漢学, 算術	(第一級)万国公法	7:00~ 22:00	50銭	25~ 50銭	12.5~ 25銭	10.02.21	「私学開業願」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24)
六有学校	東京府飯倉片町二十六番地	三輪田高房	三輪田高房	漢学	明清律	8:00~ 15:00	/	/	/	10.02.28	「私学開業願」(608-A3-22)
就正義塾	東京府琴平町一番地	島数恵	吉田直温 中西真淑 島数恵	英学, 漢学, 数学	(英学一等)万国公法	8:00~ 14:00	/	/	/	10.03.04	「私学開業願」(608-A3-22)
勤敏学舎	東京府今入町四番地	田原秀毅	田原秀毅	皇学, 漢学	(上等八級)性法略, (上等七級)万国公法	9:00~ 15:00	/	/	/	10.03.07	「私学開業願」(608-A3-22)
成蔭舎	東京府芝増上寺	久保田精一	久保田精一	変則中学科(二年間)	政体大意, 法律大意	/	30銭	35銭	/	10.03.29	「私学開業願」(608-A3-22)
立敬塾	東京府麴町元園町一丁目四番地	村垣正容	村垣正容 河田 丞 狩野友信 村垣養行	漢学, 英学, 西洋書画, 数学	(英学)法律	(英学) 16:00~18:00	無	25銭	2円	10.04.**	「私学開業願」(608-A3-22)
通常学校	東京府芝浜松町二丁目二の二十八番地	佐野守文	佐野守文	読書, 数学, 習字, 裁縫	(読書)仏国法律全書	8:00~16:00 17:00~22:00	/	/	/	10.04.21	「私学開業願」(608-A3-22)
牧才学舎	東京府芝公園地内二十四番地	稲垣銀治	稲垣銀治	英学	英学変則二由リリートル文典地理物理歴史經濟修身法律等ノ諸書ヲ教授	7:00~ 11:00 16:00~ 18:00	1円	1円	/	10.05.03	「私学開業願」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24)
求心学舎	東京府富士見町二丁目四十三番地	宮崎嘉国	宮崎嘉国	英学, 漢学, 洋算	法律	9:00~ 22:00	(英学) 1円	(英学) 50銭	/	10.05.**	「私学開業願」(608-A3-22)
仏学塾	東京府五番町二番地	中江篤介	中江篤介	仏学	(第二級)法律經濟 昼講義輪講及ヒ反訳	/	50銭	50銭 ~1円	20~ 40銭	10.05.14	「私学開業願」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24) 「私学校明細簿」によれば生徒数47人
亦楽塾	東京府茸手町二十一番地	井上重實	井上重實	皇学(但支那書・洋訳書兼学), 数学, 洋算(「私学校明細簿」では「皇漢学, 翻訳書, 法律学, 習字, 洋算」)	(下等三級)西洋事情, (上等五級)万国公法, (上等三級)清律, 英仏法律訳書	6:00~ 21:00	随意	随意	/	10.05.15	「私学開業願」(608-A3-22), 「私学校明細簿」(608-A3-24) 「私学校明細簿」によれば生徒数38人

明法学社 (明法学舎)	東京府駿河台東 紅梅町九番地 (湯島天神町三 丁目三番地)	大井憲太郎	大井憲太郎	内国法律諸書, 支那及ヒ 欧米各国ノ法律並ニ經 済書但シ原書並ニ其翻 訳書ヲ用フ (「私学校明細簿」では 「和漢洋法律学並經濟 書」)	下級 内国支那欧米各国ノ法律 並ニ經濟書 中級 同 上級 同 但シ級ニ從ヒ書ニ難易アリ	8:00~ 16:00	1円	1円	20銭	10.05.19	「私学開業願」(608-A3- 22), 「私学校明細簿」 (608-A3-24) 「私学校明細簿」に生徒数 の記載なし
英漢書院	東京府本郷元町 二丁目五十七番 地	平野久太郎	平野久太郎 鈴木雄二郎	英学, 漢学	(英学変則) 法律書 講義会読	8:00~ 14:00				10.05.22	「私学開業願」(608-A3- 22)
中洲舎	東京府牛込南山 伏町七番地	中島行孝	成瀬久太郎 本多絢夫 大浦寧 古屋平作	皇学, 漢学, 西洋翻訳書 類, 習字, 数学	(翻訳書) 自由之理, 万国公法, 西洋事情, 泰西国法論, 立憲政 体略, 真政大意, 国法汎論	7:00~ 15:00				10.06.07	「私学開業願」(608-A3- 22)
二松学舎	東京府杏番町四 十三番地	三島桂	三島毅	漢学	西洋各国歴史及ヒ經濟法律等ノ 翻訳書					10.10.06	「私学開業願」(608-A3- 23)

(注) 出典に示した資料はすべて東京都公文書館所蔵資料である。カッコ内はその請求番号である。

表7 明治初年の法学文献(翻訳書類)

発行年月	書名	著者名	出版者	備考
慶1	万国公法 1~4巻(6冊)	恵頓選/丁韪良訳	開成所	原書は、ホイートン著“Elements of International Law”の大意を中国在住米国人宣教師マーティン(William Martin)が中国語に訳し『万国公法』と題して刊行(1864年)。翌年には江戸で多くの和訳本が刊行されたが、本書もその一つである。目次構成は、第1巻(釈公法之義明基本源題其大旨)、第2巻(論諸国自然之権)、第3巻(論諸国平時往來之例)、第4巻(論交戦条規)。※未見。
慶2	西洋事情 初編(巻1~3)	福沢諭吉	岡田屋嘉七	構成は、初編巻1(小引、備考)、巻2(合衆国、荷蘭)、巻3(英国)。1876年アメリカ独立宣言、1787年合衆国憲法(1791年修正条項の部分訳も含む)などの全訳がある。
慶3	西洋事情 外編(巻1~3)	福沢諭吉	岡田屋嘉七	構成は巻1(人間、家族、人生の通義など)、巻2(政府の種類・国法及び風俗・政府の職分)、巻3(教育、経済、私有)。
慶4. 7	立憲政体略	加藤弘蔵	谷山楼(上梓)、紀伊国屋源兵衛(発兌)	構成は、政体総論、上下同治、万民共治、国民公私二権。
慶4	西洋事情 初編(増補和解)	福沢諭吉輯/黒田行次郎増補	林芳兵衛ほか	
慶4	泰西国法論 1~4巻(4冊)	ヒッセリング口授/津田真一郎訳	開成所	本書の構成は、凡例、第一巻(国法論)、第二巻(国家と国民の「権義」)、第三巻(政体論)、第四巻(憲法)。なお、巻頭の「凡例」は、西洋法学の歴史、「法」の語義、法学の主旨、法源論、法学の分野(列国公法、国法、刑法、私法)などについて簡潔に説明している。
慶4	万国公法 1~4巻(4冊)	畢洒林(ヒッセリング)著/西周助訳	竹苞楼、瑞巖堂	※未見。
慶4	万国公法訳義 巻1~2(4冊)	美国恵頓氏原著/堤殼士志訳	御書物製本所	
慶4	英政如何 巻1~18 (全6冊)	ホンブランク著/鈴木唯一訳	九潜館	イギリスの法学者ホンブランクの著書“How We Are Governed”の翻訳。英国国制(議会制度、陸海軍、法律、刑法役所、証拠法など)の概説。訳者・鈴木唯一は、明治元年、新政府に出仕。翌年、開成学校教授に就任。4年ヨーロッパに留学。8年官を辞し、以後、翻訳業を専らとする。
慶4	交通起源 万国公法全書	ヘンリー・ホイトン著/瓜生三寅口訳	竹苞楼	※未見。 1848年オランダ憲法典の全文訳。「政典」とは神田の造語で、「根本律法」つまり憲法を指す。
明1(序)	和蘭政典 上・下(2冊)	神田孝平訳		※未見。
明2. 10	外国交際公法 巻上・下	巳侖馬兒顛原撰/福地源一郎訳訂	岡田屋嘉七等	※未見。
明2	泰西商会法則	神田孝平訳	[出版者不明]	※未見。
明2	英国議事院談 巻1~2	福沢諭吉訳述	尚古堂	ブランド、ブラックストーン、ビールの諸書より訳述したもの。
明2	西洋事情 二編(巻1~4)	福沢諭吉		二編の構成は、巻1(人間ノ通義等)、巻2(露西亞)、巻3(仏蘭西)、巻4(仏蘭西)。
明3. 6	仏蘭西法律書 刑法(5冊)	箕作麟祥訳	大学南校	ナポレオン刑法典(1810年)の全訳。「客歳ノ冬仏蘭西法律書中ニ就キ急ニ刑法ノ一部ヲ訳ス可キノ命ヲ奉シ龜勉緒ニ就キ纒ニ其稿ヲ脱シ之ヲ上リ故ニ当時ニ在テハ只其竣功ヲ期スルノ急ナルカ為メ儘遺漏ヲ免レサル処アリ今者之ヲ覽中ニ刻スルニ因リ反復考竅更ニ校訂ヲ加ヘ事由ノ明晰ナラサル者ハ美国教師フルベッキ氏ニ就正スト雖トモ法律ノ学ハ彼上ニ於テ専門ノ科ト為シ其国人ト雖トモ亦其学ニ従事スルコト数歳焉ニ非レハ其事体ヲ諳悉シテ鮮明ヲ盡スコト能ハス況ヤ他邦人ヲ以テ自ラ量ラス未学ノ事ヲ訳スレハ謬誤ニ於テ猶勤シト謂フ可カラス」(凡例)。なお、同法典第四条は罪刑法定主義原則を定める(「第四条 註誤又ハ輕罪及ヒ重罪等ヲ論セス之ヲ犯セシ以前法律ニ於テ未タ決定セサル刑ヲ用ヒ罰ス可ラス」)。
明3. 7(序)	真政大意	加藤弘之	山城屋佐兵衛(谷山楼蔵梓)	

明4. 2	仏蘭西法律書 民法(16冊)	箕作麟祥訳	大学南校(文部省)	ナポレオン民法典(1804年)の全訳。訳語には懇切な訳注が付けられている。たとえば、「国民」:「国ノ戸籍ニ入りテ民権及ヒ政權ヲ行フコトヲ得キ人民ヲ云」、「准死」:「仏語ニ「モールシビール」ト云ヒ其人未タ死セト雖モ法律上ニ於テ既ニ死タル者ト看做センヲ云フ」、「キュラトール」:「自己ノ財産ヲ支配スルコト能ハサル者ニ代リテ其財産ヲ支配スル者ヲ云フ」など。なお、最初の4冊は明治4年2月に大学南校から出版。残りの5~16冊は明治4年中に文部省から出版。
明4 春	性法略	畢洒林(フィセリング)述/神田孝平(孟恪)訳	求故堂	性法(人間の本性に基づく自然法)の体系を構成する「原有ノ権」(「生存ノ権」、「言行ノ権」、「用物ノ権」)、「得有ノ権」(「物件上ノ権」、「人身上ノ権」)に関する講義を訳出したもの。
明4. 6(序)	会社弁	福地源一郎訳	大蔵省	内容は、預金会社、為替会社、貸付会社、廻文会社、諸会社取立手続大要、諸会社取立の主意など。
明4. 8	泰西勸善訓蒙 卷之上・中・下	ボンヌ著/箕作麟祥訳述	中外堂(名古屋学校蔵版)	原書著者はフランス人。小学校児童に勸善説(道德規範)を説くに当たり、仏国法律書からの引用を多く用いている。本書の構成は、卷之上(第一篇勸善学ノ大旨、第二篇天ニ対スル務、第三篇自己ニ対スル務)、卷之中(第四篇人ニ対スル務)、卷之下(第五篇族人ニ対スル務、第六篇國ニ対スル務)。
明4. 9	立会略則	渋沢栄一述	大蔵省	通商会社、為替会社の制度主意、業務内容等について概説。
明4. 10	米国律例(通法撮要)(2冊)	伊熊氏著/何礼之訳	盈科齋	原書は、「ゴウルンソント、カラス、ゴツク」と題する政学課程書(1867年刊行)。本書は、その一部(例法、律法、公法の概略)を述べたもの。具体的には、「人民ノ通義」「人倫」「財産ノ権」「財産授受及典当」「証券」「無形ノ業」「貸券」「約書ノ通則」「売買ノ約書」「財主」などについて概説している。
明4. 10	洋律約例 第2篇 1~3巻	節地著/大築拙蔵訳	神奈川県庁	Joseph Chittyの著書。※未見。
明4	自由之理 1~2巻(3冊)	彌爾(ミル)著/中村敬太郎訳	木平謙一郎	3~5巻(3冊)は明治5年刊行。 ※未見。
明5. 2	合衆国政治小学 卷1~3	ヨング著/瓜生三寅訳	名山閣	
明5. 3	和蘭邑法 上・下	神田孝平訳	文部省	
明5. 3	和蘭司法職制法	神田孝平訳	文部省	
明5. 4	和蘭州法	神田孝平訳	文部省	オランダ裁判所構成法の全文訳。
明5. 5	国法汎論 首巻	イ.カ.ブルンチュリ著/加藤弘之訳	文部省	ブルンチュリー(Bluntschli)著「Allgemeines Staatsrecht」の部分訳。首巻は「緒論」部分を訳出。
明5. 6	和蘭議員選挙法	馬屋原彰訳	文部省	訳者・馬屋原彰は当時左院五等議員(在職期間明治5年10月17日~明治8年4月14日)。
明5. 10	合衆国収税法	ブーツウェル著/立嘉度訳	大蔵省	
明5. 10	英国裁判所略説	ジョン・ホール口訳	奎文房	※未見。
明5. 11	会社弁講釈 上・下	加藤祐一述	柳原喜兵衛	「会社弁」解説講演の筆記。
明5~6	国法汎論 卷6 上・中・下	イ.カ.ブルンチュリ著/加藤弘之訳	文部省	ブルンチュリー(Bluntschli)著「Allgemeines Staatsrecht」の部分訳。卷6は主権論の訳出。
明6. 1	合衆国憲法	林正明訳述	求知堂(蔵版)、岡田屋嘉七(売弘)	米国憲法条文の翻訳(修正条項13条を含む)。
明6. 1	英国憲法	林正明訳述	求知堂(蔵版)、椀屋喜兵衛(製本弘通)	英国の議會制度、選挙制度、議院内閣制などの概説。「王政ノ下反テ共和政治ノ民ヨリ自由自主ノ權ヲ得ル者有リ英国ノ如キ是ナリ余故曰ク政体ニ関セス天下人民自由自主ノ權ヲ得」(序)。
明6. 1	泰西新論	林正明著	求知堂(蔵版)、岡田屋嘉七(売弘)	構成は、政体論、上下議院論、租税論、教育論、均田論、情欲論。
明6. 3	英政治革論 卷之1~7	長沼熊太郎訳	南部利恭(蔵版)	原書不明。 ※巻2~7は未見。
明6. 3	国際法(万国公法) 上編 卷1~5(5冊)	ウールシー著/箕作麟祥訳	弘文堂(蔵版)	ウールシー(Woolsey)著「International Law」(1872)のほぼ全訳(一部省略)。初めて書名に「国際法」を使用。 ※下編は未見。
明6. 4	政治略原	ヨング著/何礼之訳	敦賀屋九兵衛	
明6. 4	議事章程	大蔵省	大蔵省	議會議事手続の解説書。大蔵大輔井上馨の序文あり。

明6.4	政学提綱	林正明訳	求知堂(蔵版)、岡田屋嘉七(売弘)	
明6.7	連邦商律(2冊)	抵・巴留孫(テ・バルソン)著/藤田九二訳	松本屋亀吉	「利足の篇」と「哄騙律例・私方の篇」とに分冊刊行。
明6.8	仏蘭西法律書 憲法(1冊)	箕作麟祥訳	文部省	ナポレオン三世治下の憲法典および関係法令(1852~66年)を訳出。
明6.8	泰西勸善訓蒙 後編 巻之1~4(4冊)	ウキンスロウ著/箕作麟祥訳	柳河梅治良(中外堂蔵版)	米国人ウキンスロウ(Winslow?)の著書"『Moral Philosophy』"の抄訳。「此書多クハ米國刊行ノ原本ヨリ抄訳スルカ故ニ其政体ニ管スル論説ニ於テハ概ネ共和政治ニ基キ専ラ人民ノ自由ヲ主トス故ニ其言立君政体ノ國ト相適セサル者間少ナカラサレトモ要スルニ政米諸國ノ如キハ其政体ノ如何ヲ問ハス人民自由ノ權ヲ保護セサル者ナキニ因リ其要領ニ至テハ各國互ニ差異アルニ非ス」(緒言)。
明6.9	人間交法 初編(2冊)	ブラックストン, ケント, スクウーイル著/児玉淳一郎訳述	養如春舎	3人の著書をもとに英米家族法(夫婦・親子)を紹介。なお、明治6年、児玉淳一郎は慶應義塾において英米法の臨時講義を行っている(慶應義塾百年史403頁)。
明6.9	仏国学制 初編、2編(3冊)	佐沢太郎訳/河津裕之関	文部省	内容は、初編(小学総論)、2編(中学総論)。
明6.10	仏国政典(12冊)	独刺屈爾西(ドラクルチー)著/大井憲太郎訳/箕作麟祥関	林半兵衛	※未見
明6.11	上木自由之論	デ・トクヴィル著/小幡篤次郎抄訳	小幡篤次郎	
明6	国法汎論 巻7 上・下	イ.カ.ブルンチュリ著/加藤弘之訳	文部省	ブルンチュリー(Bluntschli)著"『Allgemeines Staatsrecht』"の部分訳。巻7は國家の職務について訳出。
明6	英国法律全書 首巻、第1~4編(5冊)	貌刺屈爾西(ウキルリアム・ブラックストン)著/星亨(君徳)訳	袋屋亀次郎(発行)	本書巻頭にブラックストーンの小伝あり。構成は、首巻(緒言として「法則概論」)、「英国法律総論」、第1編(論人身上之權)、第2編(論品物上之權)、第3編(論私犯)、第4編(論公犯)。※第2、4編は未見。なお、明治11年2月に星亨著『英国法律全書附録』(有為社蔵版)が刊行された。
明6~7	仏蘭西法律書 訴訟法(8冊)	箕作麟祥訳	文部省	フランス民事訴訟法典(1806年)の翻訳。1~4冊は明治6年4~9月に順次刊行、5~8冊は明治7年1~4月に順次刊行。
明7.3	仏蘭西法律書 商法(5冊)	箕作麟祥訳	文部省	フランス商法典(1807年)の翻訳。
明7.3	民権大意 上・下	竹中邦香	大谷津速堂	「約束ノ外ナルコトニテ政府ヨリ人民ノ權利ヲ束縛スル時ハ則政府此憲法ヲ破リタルニテ憲法ヲ破ル政府ハ政府ニテラス故ニ之ヲ相キニテ訴フルモ妨ナシ。此ノ如キ道理ユエ止ル所此憲法ハ人民ト政府トノ間ニ立入り其權利ノ分限ヲ立ルモノ心得テ可ナリ」。(巻上本文)
明7.4	泰西政法改革誌	田中耕造訳	堺屋仁兵衛	革命以後のフランス政治史を概説。
明7.4	仏蘭西法律書 治罪法(5冊)	箕作麟祥訳	文部省	フランス治罪法(1808年)の翻訳。
明7.5	政体論 上篇	国井清廉	東崖堂	下篇は明治9年6月刊行。
明7.7	政体新論	黒田行元著	文求堂	翻訳語(政体、封建、郡県、君政、民政、立憲、議院、政權、民権)の意味について改めて解説。翻訳の困難さについての指摘が興味深い。
明7.9	仏国民撰議院選挙法	大井憲太郎・養田真蔵訳/箕作麟祥関	滔々齋(蔵版)	1852年選挙法の全文訳。「我国ノ世態人情ニ較量ス可キコト論ナキヲ以テ豈此選挙法ヲ以テ直ニ之ヲ我國ニ的中スル者ト為サヤハ只医家ノ初ニ薬性ヲ詳ニシ而後其施治ニ精シク一匙一投其功ヲ過タサル者ノ如クナランコトヲ欲スルノミ」(例言)
明7.10	権利民法大意 上・下(2冊)	黒田行元著	文栄堂	訳語(民法、国法、権義、政權、民権、政教)の意味について解説。「政体新論」の姉妹編。 ※下巻は未見。
明7.12	国体新論	加藤弘之著	谷山楼	
明7.12	英国律法要訣	ゼー・ドブリウ著/内務省翻譯局訳述	印書局(蔵版)	原書は、第1編(英国の政体・法律)、第2編(司法)、第3編(身分法)、第4編(財産法)、第5編(不法行為)、第6編(犯罪と刑罰)の構成。そのうち訳出したのは第1編(中村正直・村田文夫原訳、鈴木唯一改訳)と第2編(鈴木唯一訳)のみ。
明7	国法汎論 巻8(上・下)、巻9(上・中・下)	イ.カ.ブルンチュリ著/加藤弘之訳	文部省	ブルンチュリー(Bluntschli)著"『Allgemeines Staatsrecht』"の部分訳。巻8、9は司法、教育、教会などについて訳出。



明8.7	律例精義 第1~3巻	モンテスキウ著/鈴木唯一訳	瑞穂屋卯三郎(碧山書屋蔵版)	モンテスキュー「法の精神」の部分訳(本邦初訳)。なお、「法の精神」原本は、慶應2年には幕府開成所によって購入されている(静岡県立図書館ホームページ <a href="http://digital.tosyokan.pref.shizuoka.jp/aoi/4_greatbooks/4_1.05.htm">http://digital.tosyokan.pref.shizuoka.jp/aoi/4_greatbooks/4_1.05.htm</a> )。
明8.9	巴華釐厘国税法 上・中・下	矢伊勃児篤(シイボルト)訳講/古賀保高訳	大蔵省	
明8.10	各国立憲政体起立史	カル・ビーデルマン著/加藤弘之訳	谷山楼	
明8.11	万国政体論 米国之部(巻之1~3)	カスパル・ホプキンス著/箕作麟祥訳述	中外堂	米国人ホプキンスの著作“Manual of American Ideas”の翻訳。
明8.11	英国議院章程	村田保訳	正栄堂・弘文堂	「夫れ既に人情を殊にし又形勢を同うせず独り仏国のみならず大陸諸国の議院英国に比して其体裁と結果とを別にするも亦怪しむ可きに非ざる也政を論する者要するに自ら其固有の性質たる人情形勢何如を詳にするに在る哉」(伊藤博文「序」)
明8.11	仏国民法註釈 第1冊	ピコー著/山崎直胤訳/谷森真男校	博聞社	ピコー著“Code Napoléon Expliquez”(1871)の翻訳。第1冊は53条まで。「方今仏国民法ノ我國ニ行ハルハ、人其読ミ難キヲ苦シム、頃者予谷森真男、桜井能監、横山由清、股野琢ト相謀リ、之ヲ講読セント欲ス、因テ試ニピコー氏著ス所ノ註釈數葉ヲ訳シテ之ヲ示ス、諸子其簡明解シ易キヲ喜ヒ予ニ勸メテ之ヲ続訳センメ相会シテ校訂スル數次、「民法註釈ノ書多シト雖トモ未タ此書ノ如キ簡明ナルモノアラズ凡ソ外国人ノ仏国民法ヲ読ム者亦必ス此書ヲ以テ其要ヲ得タリトス」(例言)。本邦初の仏国民法注釈書。
明8.12	仏蘭西法律書 (全2冊)	箕作麟祥訳	中村熊次郎ほか(文部省蔵版)	40冊に分冊刊行したものを「憲法・民法」と「訴訟法・商法・治罪法・刑法」に合本して刊行。
明8.12	仏蘭西法律民法略解 巻之1	中金正衡・桜井精著	島村利助・吉松四郎(発兌)	箕作訳(改正本)をベースに、フランス民法1~341条までの条文大意を初学者向けに解説。「今茲ニ著ハセル略解ハ元ヨリ其精微深遠ノ意ヲ盡サント企テタルニ非ス此訳書ヲ読ム初学童蒙ノ為メニ句投ヲ授ケ且毎条ノ大意ヲ略解スヘキ便リヲラシムルノミ」、「此訳本ハ箕作氏嘗テ命ヲ奉シ翻訳文部省刊行アリ其後復改正アリ活版ヲ以テ刷行全備ノ良書ヲ成ス箕作氏ノ功大ナリト云フベシ今此註解ハ大抵改正本ニ依リ」(凡例)
明8.12	律例精義大意	ダランベルト著/鈴木唯一訳	瑞穂屋卯三郎	モンテスキュー「法の精神」の立案・性質・目的を解説するダランベルトの著作を翻訳。
明8	国体新論	加藤弘之著	稲田佐兵衛	
明8	開俗夜話 初編	中金正衡著	中金正衡	内容は、「政教一致ノ弁」「法政ノ弁」「自主権利ノ説」「権利義務ノ弁・物権人権ノ略解」「法律ノ説」「会社略説」など。
明8	仏国訴訟法講義 巻2~3	ボアソナード氏講義/名村泰蔵訳	司法省	明治7年4月10日から8年3月25日まで38回にわたって行われたボアソナードの講義を筆記・翻訳。巻2、3はその部分訳。その後、改訳の上、ボアソナード講義/名村泰蔵訳『仏国訴訟法講義』(司法省蔵版、岡島真七、明16)として全部が刊行された(その際、巻2が巻頭になっている)。
明8~9	万法精理 巻1~31(18冊)	孟德斯鳩(モンテスキュー)著/何礼之訳	何氏蔵版	本邦初のモンテスキュー「法の精神」完訳版。「法の精神」には「日本の法の無力さ」について述べた章があるが、訳者・何礼之は、「この章は、今から100年以上前に長崎の出島に居住していたオランダ人の説話を伝聞したもので、全くのでたらめである。」(巻之6、23丁)という趣旨の一文を付記している。※未見。
明9.2	仏国学制 第3編 巻1~5	河津裕之訳	文部省	内容は第3編(大学総論)。
明9.3	仏蘭西州法 州会篇 巻1	大井憲太郎訳/箕作麟祥校	文部省	
明9.3	民法論綱 巻1~6(6冊)	ゼルミー・ベンサム著/何礼之訳	東生亀次郎ほか	ベンサムの著書“Principles of the Civil Code”(1843)の翻訳。
明9.4	仏蘭西憲法 第1回	ヂブスケ訳/生田精述	博聞社	「余窃ニ立憲政体ニ志アリ公務ノ余暇同志ト謀リ仏蘭西人ヂブスケ氏ニ請ヒ仏蘭西憲法ヲ訳セシメ質問筆録ニ従事シ千七百九十一年ヨリ千八百四十八年ニ至ル迄憲法ノ変スル九回ニシテ其稿數冊ヲ成スニ至レリ千八百五十年以後ハ箕作氏ノ訳本アレハ省キテ録セス」(緒言)。第1回は、フランス人権宣言(「国民権利ノ布告」と1791年憲法を収録。※第2回以降は未見(刊行されていない可能性もある)。

明9.4	仏蘭西法律略(仏蘭西五法略) 1 (憲法略)	近藤圭造抄録	近藤圭造(出版)、阪上半七(発兌)	本書の構成は、第1章(憲法ヲ制定スル原由)、第2章(国ノ長)、第3章(立法官)、第4章(行政官)、第5章(司法官)。
明9.4	仏蘭西五法略 2~3 (民法路上・下)	近藤圭造抄録	近藤圭造(出版)、阪上半七(発兌)	上は人事(第1章)、財産(第2章)、下は契約(第3章)。
明9.4	仏蘭西五法略 4 (訴訟法略)	近藤圭造抄録	近藤圭造(出版)、阪上半七(発兌)	本書の構成は、第1章(裁判前手続)、第2章(裁判言渡)、第3章(下吟味及急速吟味)、第4章(控訴及取消)、第5章(執行)、雑部。
明9.4	仏蘭西法律書民法講義 首号~10号(1冊)	黒川誠一郎講ノ二三五社筆記	黒川誠一郎(出版)、村上勤兵衛(発兌)	同書は、首号において法学概論的な説明を行い、二号以下において民法の講義を展開している。すなわち、首号は「民法前論」として、「第一篇 法ノ意解、法律ノ意解、法律種類ノ部分」、「第二篇 仏蘭西法律ノ原因及ヒ沿革」について叙述し、二号以下は「前加篇 凡テ法ノ報知、法ノカラ、法ノ施行ノ事」、「其四外国人へ申渡シタル裁判ノ執行」、「第二卷 民生ノ証書」(四号)などを講じている。著者の黒川誠一郎は司法省大書記官などを経て、明治13年に民法編纂局(大木喬任総裁)の分任委員(ポアソナード、箕作麟祥、磯辺二郎)の一人となった人物。
明9.5	仏国民法註釈 第1~3冊(全2冊)	ピコー著ノ山崎直胤訳	村上勤兵衛	明治8年博聞社版の改版。第1冊はフランス民法1条から111条まで。第2冊は112条から311条まで。第3冊は312条から686条まで。
明9.5	仏蘭西州法 州会篇 巻2	大井憲太郎訳ノ箕作麟祥訳	文部省	
明9.5	仏蘭西法律書五法通語	高木重直編	中村熊次郎・小林新兵衛(出版)	本書の巻頭には、フランス五法典(民法、商法、訴訟法、刑法、治罪法)の編別体系を图示し、基本概念ごとに各条文を再構成し、読者の理解を容易にしている。本編部分の構成は、〈権利篇(物権部)〉第一章所有者ノ権利、第二章訴訟ヲ為スノ権利、第三章債造ノ訴ヲ為スノ権利、第四章債主ノ権利、第五章国民ノ権利、〈義務篇(契約部)〉第一章売買ノ義務、第二章貸借ノ義務、〈産業部〉第一章商人ノ義務、第二章動産不動産ノ種類、
明9.5	万国公法蠡管 上・中・下編(8冊)	恵頓(ホイートン)著ノ丁題良訳ノ高谷龍洲註解ノ中村正直訳	北島茂兵衛(済美堂蔵版)	全文漢文。
明9.6	仏蘭西民法問答	高崎佐伯編	前川善兵衛・鈴木常助	本書の構成は、「売買ノ事」、「交換ノ事」、「質貸ノ事」。たとえば、「売買ノ事」の最初の問答は、問「売買トハ何ソ」に対し、答「一方ヨリ物件ヲ渡シ、他ノ一方ヨリ其価を払フ可キノ契約ヲ云フ…」である。
明9.6	政体論 下篇	国井清廉	東崖堂	
明9.8	仏国刑法説説約	メイゾンヌーヴ著ノ大森鍾一訳	明教社(法制局蔵版)	※未見。
明9.9	仏蘭西州法 参事院篇	大井憲太郎訳ノ箕作麟祥訳	文部省	
明9.9	仏蘭西法律要略 第1~3、附録(4冊)	ボンヌ著ノ黒田綱彦訳ノ桜井能監訳	金港堂(梓)	第1部「国法及ヒ政法」、第2部「民法」、第3部「刑法」、附録部の4冊。「是書ハ固ヨリ童蒙初学ノ為メ著述セル者」、「是書民法刑法ノ部ニ至リテハ大概箕作麟祥先生訳述民法刑法ノ訳例ニ拠ル」(例言)。※第2、3部は未見。
明9.9	加里福尼州選挙法	ポーマン著ノ大蔵省紙幣寮	紙幣寮(蔵版)	
明9.9	仏国民法契約篇講義 巻1~4	ポアソナード氏講義ノ名村泰蔵訳	司法省	フランス民法契約編に関するポアソナードの逐条講義および生徒との質疑応答がその内容である。※巻1は未見。
明9.10	仏蘭西法律書五法対照表 刑法之部	船橋玄十郎訳	須原鉄治等	関連条文参照表。
明9.10	仏蘭西州法 州長篇	大井憲太郎訳ノ箕作麟祥訳	文部省	
明9.10	仏蘭西憲法探要 民法之部 第1・2	大内董平編	博聞社	
明9.10	英国等親並不動産相続法図解	ブラックストーン著ノシャルウッド補註	法制局	
明9.10	仏蘭西法律問答 巻1~4(4冊)	平山成信譯述	吉成壽三郎(擁万堂蔵版)	※未見。
明9.11	堅士氏万国公法	ゼームス・ケント著ノ蕃地事務局訳ノ大音龍太郎校	坂上半七	
明9.11	仏国民法等親並相続法図解	テオヒール・グレゴアール編纂ノ箕作麟祥訳	坂上半七(法制局蔵版)	※未見。

明9. 11	波氏万国公法 卷1~3	顕理波禮克著述／秋吉省吾訳	穴山篤太郎	※未見。
明9. 11	仏国治罪法講義(自第1号至第15号)	グロース著／警視庁書記局訳	警視庁書記局蔵版、須原鉄二ほか(発兌)	グロース氏の治罪法講義(明治9年10月13日から11年7月8日まで計146回行われた)の筆記翻訳を3分冊で刊行。1冊目は45回分(明治9年10月13日から10年4月5日まで)の講義。ただし、講義の日付と本書の刊行月が一致しないことに注意。
明9. 11	仏国法律提要 第1帙	箕作麟祥・大井憲太郎訳	大井憲太郎(出版)、有吉三七(発兌)	原著書名は不明。
明9. 12	法律新論 卷之1(第1篇)	阿摩斯(アモース)著／村上要信・柴田正興訳	博聞社	イギリス人法学者アモース氏の著書“science of law”(1876)の翻訳。第1篇は「論目今法律学之形状」。
明9. 12	自由自治 第1冊	フランツ・リーベル著／フランツ・ミッテルマイエル訳／加藤弘之口訳	谷山楼	米国人リーベルの著書“On Civil Liberty and Self-Government”の独訳版を重訳。
明9	法律沿革事体	小林雄七郎訳	文部省	ウィルヘルム・チャンブル、ロベルト・チャンブル編／文部省摘訳『百科全書』の項目の一つとして、ローマ法、カノン法、封建法、コモンロー、エクィティ、イギリスの裁判所制度、イギリスの訴訟手続、スコットランド法、フランス法に関する概説論文を訳出。
明9	仏蘭西公法 附政法(2冊)	黒川誠一郎講義／親交社筆述	須原量坪	※未見。
明9	万国公法略	馬屋原彰訳	植山義久	※未見。
明9	日耳曼議院之法	ホルチェンドルフ著／フェルベッキ英訳／細川潤次郎訳註		※未見。
明10. 1	政学概論 上・下	中金正衡纂述	真宗東派本願寺教育課(蔵版)、石川舜台(出版)	明治11年7月に姉妹編・中金正衡著『法律概論』巻上・下(渥美契縁)刊行。
明10. 2	仏蘭西五法掣要(らんよう)	田中耕造編訳	森市三郎ほか	※未見。
明10. 3	民政学階梯 卷1	アンドリュウ・ダブルユ・ヨング著／西成一訳	島村利助ほか	アメリカで出版された初学者向け教科書(A. W. Young, FIRST BOOK ON CIVIL GOVERNMENT, 1867.)の翻訳。出版計画は巻6まで。※巻2以降は未見。
明10. 4	英国政典	フレデリク・ウキックス著／平井政訳	千鍾房(蔵版)、須原鉄二(発兌)	原著書はFrederick Wicks, BRITISH CONSTITUTION AND GOVERNMENT, 1873.
明10. 4	証拠論拔萃 第1巻	グリーンリーフ著／益田克徳訳	司法省	
明10. 5	海氏万国公法	海弗得著／荒川邦蔵・木下修一合訳／寺内章明校訂	司法省	※未見。
明10. 5	仏国民撰議院規則	チュブスケ訳／細川潤次郎校	元老院	1849年7月6日法の翻訳。
明10. 5.	亜米利加商法撮要 卷4 組合之事	神鞭知常訳述／浅野真人記	東洋社	アメリカ人カルビン・タウンゼント著の“Compendium of the Commercial Law”に基づき、パーソン／ストーリー著「組合法律」を見合わせて翻訳。
明10. 6	性法講義	ボワソナード講義／井上操筆記	司法省	「抑モ法文ノ外ニシテ其ノ未タ成ラサルノ前既ニ成ルノ法アリ而シテ立法官モ亦タ自ラ之ヲ以テ其ノ法典トナセリ所謂ル性法(ドロワナチュレル)ナル者即チ是レナリ各国ニ於テ制定セシ所ノ法ハ之ヲ人ヲ為法(ドロワボジチフ)ト云フ而シテ人ヲ為法ハ文書ヲ定メ書式ヲ正シテ明瞭ニ記載セシ性法ノ著述翻訳ニ外ナラサルナリ日本ト西洋ト問ハス苟モ社会ニ生活スル上ハ吾人共ニ吾人ノ権利ト吾人ノ職分(デウボフル)トハ互ニ深キ関係アルコトハ之ヲ知レリ而シテ此ノ権利ト此ノ職分ト吾人ニ知ラシムル者ハ道理(レーザン)ナリ然リ而シテ此ノ道理ヲ知ルニ至リテハ各人ノ一様ナラス若シ吾人道理ニ背戻スルコトアルニ於テハ自ラ之ヲ知テ慚愧ニ堪ヘサル是非善悪ノ良心(コンシヤンス)ハ固ヨリ吾人ニ存スル者ナリ…」(緒言)
明10. 6	万国商法 第1編	レラン・レビ著／豊島住作訳／神鞭知常聞	内務省勸商局	明治12年8月までに第2、3編刊行。第3編の出版は大蔵省商務局。(※未見)
明10. 6	仏国治罪法講義(自第16号至第30号)	グロース著／警視局訳	警視局蔵版、須原鉄二ほか(発兌)	グロース氏の治罪法講義46回から94回(明治10年4月9日から10年10月6日)までの翻訳。ただし、講義の日付と本書の刊行月が一致しないことに注意。なお、3冊目として、明治11年2月に『仏国治罪法講義(自第31号至第47号)』刊行。

明10.7	仏国警視並治罪法	アンリ・ド・リペロール述／矢代操(講法学社社員)訳	(講法学社蔵版)、矢代操(出版)、丸屋善七ほか(発兌)	本書の構成は、第一章(警視法ノ沿革、警視局ノ庶務、拘留檻)、第二章(裁判所総則)、第三章(重罪裁判所)、第四章(陪審人)、第五章(糾問)、第六章(訟廷)、第七章(獄舎ノ沿革、マズア一檻)。
明10.7	仏国民法財産相続略表	クレエト著／矢代操(講法学社社員)訳	(講法学社蔵版)、矢代操(出版)、丸屋善七ほか(発兌)	
明10.7	仏国商工法鑑 卷1~10(全17章)	ドラクウルチー原撰／大井憲太郎訳	司法省	フランス商法の概説書。
明10.8	仏国民法契約書解釈方法説明	箕作麟祥抄訳	司法省	「契約ノ証書ハ其意思ヲ表シ其権義ヲ鞏固ナラシムル所以ノ要具ナリ...然ルニ各民契約ノ証書動モスレハ疎漏ニ流シ衙門ニ赴キ鳴控スルニ及ンテ意義ノ解釈ニ苦シム者往々ニシテ... (大木司法卿) 閣下當テ此二概スルアリ証書解釈方法ノ要略ヲ指示シ以テ斯弊ヲ予防セント欲ス閣下ノ容易割切ナリト謂フヘシ頃コロ小官(牟田口) 通照箕作大書記官ニ諮リ仏国諸学士ノ民法注釈書ニ就テ特ニ証書解釈ノ部ヲ抄訳纂聚セリ」(牟田口通照稟議書)
明10.8	仏国刑法釈義 第1号	和田順吉口訳／宮崎蘇菴筆記	和田順吉(出版)、有隣堂(発兌)	刑法理論書の翻訳。原著書は不明。※第2号以下は未見(出版されていない可能性あり)。
明10.8	仏蘭西邑法・和蘭陀邑法	ブーフ著／大井憲太郎・神田孝平訳／箕作麟祥撰	東洋社(文部省蔵版)	※未見。
明10.9	法学指鍼 第1・2冊	エスグバク著／ヴェルベッキ訳／忘筌社員筆受	桜井能監(出版)、金港堂(発兌)	第1冊(第1篇「法ノ総論」)、第2冊(第1巻「自然法」、第2巻「人定法」)。
明10.9	欧洲各国憲法	ラフェリエル纂輯／パトビー訂正／田中耕造訳／細川潤次郎校閲	元老院(蔵版)、稻田佐兵衛ほか(発兌)	西班牙国憲(1845)、瑞士国憲(1848)、葡萄牙国憲(1826)、荷蘭国憲(1815)、丁抹国憲(1866)、伊太利国憲(1848)、独逸国憲(1871)、澳地利国憲(1867)を収録。
明10.9	仏蘭西民法詳説(仏国民法詳説) 第1冊 身分証書之部	デモロンブ著／箕作麟祥訳	司法省	※第2冊以下は未見。
明10.9	租税説	ア・チェル著／山崎直胤抄訳	坂上半七	「仏国前ノ大統領、ナエル氏著ス所ノ、所有権論ト題シタル書ヲ得、其第四卷ノ租税説ヲ読ミ、其論旨ノ簡明ナルヲ喜ヒ、カメテ各国普通ノ原理ニ係ル者ヲ鈔訳セリ」(題言)
明10.11	仏国行政法	ブーフ著／田中耕造訳	田中信顯	※未見。
明10.11	仏国法律提要 第2帙	大井憲太郎訳	大井憲太郎(出版)、葆光社(発兌)	明治11年4月から12年10月にかけて第3~6帙刊行。
明10.11	証拠論抜萃 第2巻	ペリム著／黒川誠一郎・高木豊三訳	司法省	
明10.11	刑法論綱	ベンサム著／林董訳	千河岸貫一	明治12年2月までに全9冊順次刊行(※未見)。なお、明治12年2月(版權免許)に出版したものは確認済み。
明10.12	民約論	蘆騷(ルーソー)著／服部徳訳／田中弘義撰	有村壮一(蔵版)	
明10.12	質問録 第1~3号	ボワソナード、ブスケ述／井上操ほか訳	司法省	「於是教師ニ就キ五法ヲ講究スルノ余更ニ又一事或ハ数条ヲ質問討論スルトコロアリ其義ノ浅者ト深者トニ論ナク皆之ヲ筆記シテ簡冊ニ編ム」(題言)
明10.12	仏国法律摘要 卷1~4	山田常正訳	正栄堂	卷1, 2(民法之部)、卷3(訴訟法之部)、卷4(憲法之部)。
明10.12	刑法撮要(法国刑法撮要)	ボワソナード講説／井上操筆記	司法省	本書の構成は、総論、犯罪ノ等級、重罪無期ノ刑、肢体有期ノ刑、微治ノ刑、註誤ノ刑、刑中企望スヘキ形情、刑ノ起発ノ点、罪科成立ノ元素、民籍、年齢、神疾、脅迫、正当ノ官或ハ法、正当防禦、責任ノ元素タルヘキ意趣、刑ヲ輕減スルノ方法、法上ノ宥恕、輕減ノ情状、加重ノ情状、再犯、官吏タル身分、加重ノ原因ト輕減ノ原因トノ混合、犯罪ノ集積及ヒ刑ノ不集積、附從、重罪或イハ輕罪ノ試犯。
明10.12	仏国刑法略論	ブーフ著／高木豊三訳	司法省	※未見。
明10.12	仏国民法覆義 第1巻	ムールロン著／谷井元次郎訳	司法省	以後、第2巻(11年7月)、第3巻(13年6月)、第4、5巻(13年12月)、第6巻(14年6月)と順次刊行。※第1巻のみ未見。
明10	孝国財産相続法	アントアン・ド・サン・ジョセフ著／中江篤介訳	司法省	フランス人ジョセフ著“Concordance entre les codes civils é trangers et le Code Napoléon”中のプロイセン一般ラント法(第1部第9章「財産の取得」の一部)を翻訳。

明10	英国財産相続法	アントアン・ド・サン・ジョセフ著／中江篤介訳	司法省	フランス人ジョセフ著“Concordance entre les codes civils é trangers et le Code Napoléon”中の英国民法財産相続法の部分を翻訳。※未見。
明10	仏国民法解釈 第3編 第1～20巻	デルソル著／栗本貞次郎・箕作麟祥訳	司法省	フランス民法第三篇「財産所有ノ権ヲ得ル種々ノ方法」の注釈書。
明10	泰西古今法律類鑑	馬健瑞著／何礼之訳	盈科齋(蔵版)	※未見。
明10	治罪法備攷 上編 第7～9	井上毅	警視局(蔵版)、須原鉄二ほか(売弘)	なお、下編(第1～5)は明治11年刊行(警視局蔵版)。
明10～13	仏蘭西刑法講義 (3冊)		岡島眞七(大阪裁判所蔵版)	第1冊(第1～138条)、第2冊(第139～294条)、第3冊(第295～484条)。※未見。

表8 明治初年の法学文献(現行法関係)

発行年月	書名	著者名	出版者	備考
慶4. 2	太政官日誌 第1(慶応4年2月)	太政官	須原屋茂兵衛, 和泉屋市兵衛	太政官が発した法令等を収録し定期的に刊行。明治10年1月「太政官日誌」廃止。
明2. 3	郡中制法	京都府編	村上勘兵衛	「一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ五人組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若緩せにして他より於洩聞ハ五人組之者も可為越度事」。
明2. 3	市中制法	京都府編	村上勘兵衛	「一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ五人組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若緩せにして他より於洩聞ハ五人組之者も可為越度事」。
明2. 3	寺院制法	京都府編	村上勘兵衛	「一、邪宗門並怪異之教法堅く禁之自門之門徒中詳に糺之聊不可有緩怠事」。
明2. 3	社家制法	京都府編	村上勘兵衛	「一、邪宗門並怪異之教法嚴禁勿論也惣而人道を不守して神明之加護あるへからず祈禱呪詛を以諸人を誑惑する之類堅禁止之事」。
明3. 12(上諭)	新律綱領 首巻、1~5巻(全6冊)			明治3年12月20日に制定された新律綱領の全文を収録。
明4. 1	布告全書 明治4年 第1冊	外史局編	山中市兵衛・村上勘兵衛・北畠茂兵衛	以後、明治6年12月まで毎月1冊ずつ布告類を編集・発行。
明4	海陸軍刑律	兵部省編	[兵部省]	明治4年8月28日付天皇上諭。
明4. 10~11	宦途必携 1~4巻	外史局編	山中市兵衛ほか	太政官日誌および官省諸記録から抄出し、部目・年月ごとに整理・編集したもの。
明5. 1	市中制法	滋賀県編	沢宗次郎	「一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ五人組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若ゆるかせにして他より於洩聞ハ五人組之者も可為越度事」。
明5. 2	三朝律書提要訓解(律書訓解) 上・中・下(3冊)	外村有師(三行)訓解/安居修(以敬)・幸島三徳(浚明)校	雪竹齋(蔵版)、須原屋茂兵衛ほか(発兌)	名例、職制、公式、戸役、田宅、婚姻、倉庫、課程、市廛、祭祀、儀制、宮衛、軍政、關津、厩牧、郵駅、賊盜、人命、關防、罵言、訴訟などの諸概念について解説。
明5. 2~5	宦途必携 5~10巻	東京府編	山中市兵衛・北畠茂兵衛	
明5. 3	郡中制法	大阪府編	書籍会社	「一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ五人組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若緩せにして他より於洩聞ハ五人組之者も可為越度事」。
明5. 5(序)	類聚問新概覧(類聚日新概覧) 初篇	回波関直		皇華族、士族卒、庶人、家人、継嗣、婚姻、死亡、忌服、戸籍などの項目別に關係法令を要約整理。
明5. 6	宦途必携 附録 1~4巻	東京府編	須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛	
明5. 9	維新御布告往来	沖志楼主人著	思明楼	いわゆる「往来物」の一つ。
明5	市中制法	大阪府編	書籍会社	※未見。
明5	違式註違条例		岡田屋嘉七	※未見。
明6. 1	御高札諭艸併違式註違述義	高田義甫	雁信閣	「 第三札 定 一、切支丹宗門の儀ハ是迄御制禁の通固く相守候事 一、邪宗門の儀も固く禁止の事」
明6. 3	京都府市中制法		万卷楼	「一邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ五人組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若緩せにして他より於洩聞ハ五人組之者も可為越度事」。
明6. 5(例言)	人民必携 初篇	博聞社編	博聞社	官省諸公布中より衆庶に関する条件を抜粋して訓解を加えたもの。初編は明治元年分を収録。その構成は、御誓文之写、御宸翰之写、地理部、法制部、文事部、刑律部、金穀部、人事部、外国部。
明6. 5(例言)	人民必携 2~5篇(全6冊)	博聞社編	博聞社	明治2年から5年までの法令を収録。

明6. 5(序)	改定律例 首～2巻(3冊)			明治6年5月天皇上諭を掲載。首巻は改定律例図12件、巻1は名例律から賊盜律まで、巻2は人命律から断獄律までの条文を掲載。
明6. 6	憲法類編 第1～28(全28冊)	明法寮編	村上勘兵衛・小川半七	慶応3年10月から明治5年12月までに発布された法令を集録。本書の構成は左の通り。第1篇国法部(第1巻詔勅条制、第2巻官制、第3巻會計、第4巻租税、第5巻貨幣、第6巻国郡府県、第7巻郵政津港、第8巻学制、第9巻祭典、第10巻教法、第11巻外国交際、第12巻兵制、第13巻刑法、第14巻治罪法、第15巻規制、第16巻褒賞賑恤、第17巻營造)、第2篇民法部(第1巻人事、第2巻財産、第3巻財産所有諸法、第4巻商法、第5巻雜則、第6巻訴訟法)。
明6. 6(初篇 広告)	人民必携 6篇巻1～5、附録 巻1～5(全10冊)	博聞社編	博聞社	明治6年分を収録。
明6. 6	制法	山梨県警察部編	山梨県警察部	「一、邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ伍組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若忽せにして他より於洩聞ハ伍組之者も可為越度事」。
明6. 7	市郡制法(3冊)	京都府編	袋屋亀次郎	第1冊(「市中制法」)、第2冊(「町役心得条目」)、第3冊(「村役心得条目」)に分冊刊行。「一邪宗門並怪異之宗法堅く禁之然る上ハ五人組互に穿鑿し不審之者有之ハ速に可申出若緩せにして他より於洩聞ハ五人組之者も可為越度事」(市中制法)。
明6. 7	新律綱領改定律例 上・中・下 (3冊)	司法省記録課校	小川半七・北畠茂兵衛	上段に新律綱領、下段に改定律例(明治6年6月13日制定)を対比対照して編集。
明6. 7	地租改正法		須原屋茂兵衛	
明6. 7	和歌山県違式註違条例	山本吾左輔訓	下村豊次郎	「明治六年七月太政官第貳百五十六号公達ニ基キ今般違式註違条例別紙ノ通相定メ当分市井五小区ニ限り來ル八月一日ヨリ实地施行候条篤ト条例ヲ暗シ違犯ノ者無之様精々注意可致此旨達候事」
明6. 7(例言)	読律必携 巻上・下	川澄下枝編/近藤圭造閱	一覽舎(蔵版)、千鍾房(発兌)	「此書ハ児童律例ヲ講読スルノ際考索スル所アルトキニ供セントナリ」(例言)。上巻の見出しは「読律ノ大旨、字義、訓詁、刑官廢置、律書并罰則類頒布、禁刑日、大赦、律例禁令等大概、御布達書番号見出し」。新律綱領などの条文は掲載していない。
明6. 11	商法必読 初編(3冊)、2編 (1冊)	亀谷行編	光風社(蔵版)、出雲寺万次郎(発兌)	2編は家禄税の記事を掲載(3編「凡例」)。※未見。
明6. 12	新律綱領改定律例	司法省編	畏三堂	上段に新律綱領、下段に改定律例を対比対照して編集。
明6. 12	新律綱領字引	冲脩(冠嶺)著	敬業堂	新律綱領中で使用されている漢字の音訓をまとめたもの。
明6	新律綱領改定律例改正条例 対比増補	司法省	司法省	
明6	改訂鎮台条例(京都府布令書)		京都府	
明6	司法省日誌	司法省編	福田兵四郎	明治6年から9年5月にかけての司法関係法令を収録(その多くは府県・裁判所と司法省との間を往復する何指令)。※未見。
明7. 1	現行学事法令	松井雄次郎編	文明堂(発兌)	広島県現行教育諸般の法規および教員職員須知の事件に係る公布類並に本県達示等を類聚したもの。
明7. 4	新律綱領・改定律例合巻註釈 巻1～5(5冊)	近藤圭造訓註	小川半七ほか	

明7.5	御布達規則抄貸借必携 巻1～	内沢畏三編	須原鉄二	貸借関係の布告を編集したもの。巻1(官金穀押借之事、府県諸押借及旧藩々ニテ諸方へ貸付金穀取立法則、出訴期限之事、身代限規則並印章之事)、巻2(利息之事、地所質入書入規則、受取諸証文印紙貼用心得方規則)、巻3(公債証書発行条例、旧諸藩へ金穀調達之事、外国貸借之事、名目金貸附之事、雑部)、巻4(訴訟規則上)、巻5(訴訟規則下)。
明7.5	人民心得 律例要条 上・中・下		有隣堂	新律綱領・改定律例の要条を編選し訓釈をほどこしたものの。
明7.5(凡例)	律令字類	猪野好爵撰/亀谷省軒(行)関	光風社(蔵版)、勝村治右衛門ほか(発兌)	新律綱領・改定律例・唐明律の三律に基づき法律用語を編集・注解したもの。たとえば「違禁取利」には「カシ金ノ利足ノ取方ニ制禁アリ其制禁ニタカウテ高利ヲトルナリ」という注解が施されている。
明7.6	第二憲法類編 巻1～6 (全27冊)	明法寮編	村上勘兵衛・小川半七	明治6年1月から同年12月までの太政官布告等の諸法令を収録。本書の構成は、第1篇国法部(第1巻詔勅、条制、第2巻官制、第3巻会計、第4巻租税、第5巻貨幣、第6巻国郡府県、第7巻郵駅津港、第8巻学制、第9巻祭典、第10巻教法、第11巻外国交際、第12巻兵制、第13巻刑法、第14巻治罪法、第15巻規制)、第2篇民法部(第1巻人事、第2巻財産、第3巻財産所有諸法、第4巻商法、第5巻雑則、第6巻訴訟法)。
明7.7	違式註違御条目図解	遠藤喜道編	奎文房	
明7.7	訴訟必携 巻1～2 (2冊)	根岸錦重編	根岸錦重	明治元年以来の訴訟関係法令(伺指令を含む)を悉皆集録(ただ明治5年以前の法令はおおむね改廃に帰しているため、実際は明治5年、6年の法令を収録)。本書の構成は、巻1(出訴裁判ニ及フト及ハサルトノ事、出訴期限規則ノ事、貸借利息ノ事、地所質入書入規則ノ事付経界論ノ事、控訴ノ事、内外人交渉訴訟ノ事、訴答文例ノ事)、巻2(身代限ノ事、訴訟入費ノ事、雑)。
明7.7	続編訴訟必携	根岸錦重編	根岸錦重	本書の構成は、出訴裁判ニ及フト及バザルトノ事、離縁出訴ノ事、地所質入書入規則ノ事、控訴ノ事、印紙貼用違則ノ事、代言人ノ事、身代限ノ事、訴訟入費ノ事、裁判所ノ事。
明7.10(官許)	訟庭要覧 1～3、附録 (4冊)	大内董平著	大内董平(蔵版)、鳩居堂ほか(発兌)	国法中訟庭に管渉する部分を3冊に抄録。第一冊は「聴訟之部」(動産不動産から発生する各種訴訟公裁期限)、第二冊は「刑法ノ部」(刑法の諸件)、第三冊は「犯則ノ部」(諸税および諸規則中犯則の條款)をそれぞれ登記。
明7.11	布告類編 首巻, 巻1～20	記録課		明治6年1月から12月までに出された太政官法令・諸省布達等を抄出類聚したもの。首巻は目次・索引。※巻18以降は未見。
明7.11	明治六年七月以後公布律例集	山本文一郎編	隆文社(蔵版)、堀治作(発兌)	官吏受財条例、窃盗条例など22の律例を収録。
明7.11	続二編訴訟必携	根岸錦重編	根岸錦重	内容は、出訴裁判ニ及フト及ハサルトノ事、地所質入書入ノ事、訴訟和解ノ事、印紙貼用改正ノ事、行政訴訟ノ事、控訴ノ事、終審裁判ノ事、裁判所規則ノ事、聴訟上証拠物検閲ノ事、身代限ノ事、訴訟入費ノ事、雑。
明7.12	金穀貸借心得 巻1～6 (6冊)	近藤圭造編	汎愛堂(発兌)	明治2年から7年までの金穀貸借に係る太政官布告・達・各省使寮司府布達類を輯録。
明7	確証文例	巻菱潭著	巢枝堂	受取文、遠国送状、借用金証、預金証、年賦証、地所質入証、戸長奥書、地券状預り証、地券書換願裏書、新券請取証など各種雜形を収録。なお、続編として、本木貞雄編/深沢菱潭書『確証文例』3～4編(公用之部1～2、明治7年10月)、川上伯堂編『確証文例』(明治8年6月)が刊行された。
明7～9	訴答文法 巻1～3 (6冊)	総生寛編	江島喜兵衛	各種書式ひな形集。

明7~12	増輯訓點清律彙纂 (全24冊)	沈書城編	明法寮蔵版(→警視局蔵版)、須原鉄二	※未見。
明8.1	改訂律増加条例註釈	近藤圭造註釈	北畠茂兵衛ほか	奥付には「明治七年十二月刻成」とある。
明8.1(凡例)	商法必読 3編 (1冊)	亀谷行編	光風社(蔵版)、出雲寺万次郎(発兌)	地所質入書入規則など明治7年の規則類を輯録。
明8.2	改定律例追輯	須川準太郎編	須川準太郎	改定律例頒布後の単行法令を集録。
明8.3	法律略(幼学読本法律略)	近藤圭造編	広文堂(蔵版)	新律綱領、改定律例、増加条例のうち罪名を挙げて題目を付し、幼童に暗誦させる書。
明8.3	続三編訴訟必携 上・下	根岸錦重編	根岸錦重	本書の構成は、上(出訴裁判ニ及ブト及バザルトノ事、出訴期限ノ事、地所質入書入ノ事、官民訴訟ノ事、裁判所規則ノ事)、下(懲役人訴訟関係ノ事、印紙貼用違則ノ事、代言人ノ事、訴訟入費ノ事、身代限ノ事)。
明8.3(官許)	官省布告類纂 明治八年第一月	目賀多信順編	目賀多氏蔵版、北畠茂兵衛ほか(発兌)	本書の構成は、官制、貨幣、租税、会計、国邑、郵駅津港、祭典、学制、兵制、治罪法、訴訟、賞恤、規制、商法、雑則。
明8.4	聴訟指令 1篇 巻1~5 (5冊)	近藤圭造編	観奕堂(蔵版)、坂上半七(発兌)	裁判所・府県と司法省間の伺指令を収録。1篇はすべて「貸借之部」に属する。
明8.4	開化必要大全諸証文例	三谷演著/青木理中校・書	書籍商館	
明8.4	提綱訴訟類編 初編(3冊)	天野御民編	風萍堂(蔵版)	
明8.4	新律附例解 巻1~6	高橋秀好輯録	太田金右衛門	※未見。
明8.4	訴訟文例	巻菱潭編・書	温故堂	各種訴状の雛形集。
明8.4	掌中規則一覽 首篇	近藤圭造編	北畠茂兵衛等	
明8.4(官許)	官省布告類纂 明治八年第二月上・下 (2冊)	目賀多信順編	目賀多氏蔵版、北畠茂兵衛ほか(発兌)	
明8.5	擬律必携 乾・坤 (2冊)	横山成教・渡辺義雄編/五等議官依田重閑	袋屋亀次郎	新律綱領・改定律例の各条文ごとに伺指令を付したのもの。早稲田大学古典籍データベースにおいて全文をデジタル画像で読むことができる( <a href="http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/wa13/wa13_06549/">http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/wa13/wa13_06549/</a> )。なお、「聞」者の依田薫は、法律学会(明治8年5月設立)の教員となる。
明8.5(官許)	官省布告類纂 明治八年第三月上・下 (2冊)	目賀多信順編	目賀多氏蔵版、北畠茂兵衛ほか(発兌)	
明8.6	聴訟指令 2篇 巻1~5、附録 (6冊)	近藤圭造編	観奕堂(蔵版)、坂上半七(発兌)	本書の構成は、成規之部、論地之部、売買之部、遺失之部、詐偽之部、各贓之部、貸借売買。
明8.6	新律綱領改定律例改正条例	北村長鋼注	北村長鋼	
明8.6	第三訴訟必携 巻1	根岸錦重編	根岸蔵版	
明8.7	擬律必携 2編(上・中・下)、3編(上・中・下)、4編(甲・乙) (全8冊)	横山成教・小山重喬・渡辺義雄編	袋屋亀次郎	早稲田大学古典籍データベースにおいて全文をデジタル画像で読むことができる( <a href="http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/wa13/wa13_06549/">http://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/wa13/wa13_06549/</a> )。
明8.8	内外法制沿革略 巻1~4 (2冊)	中金正衡著述	江島喜兵衛(中金正衡蔵版)	本邦古今政令の沿革を略述。「政治之学ニ志ス者ハ先ツ内外建国之異同及其開化ノ等差ヲ察スルヲ要スベシ本邦古今ノ沿革ヲ知リシカル後外国ノ沿革ニ及ヒテ彼我長短取捨ノ論ヲ立ツヘシ若シ其沿革ヲ考ヘズ徒ニ現今ヲ見テ違ニ其論ヲ立ツルモ之ヲ実地ニ行フテ害ナキヲ免カレス」(緒言)。
明8.9	第三訴訟必携 巻2	根岸錦重編	根岸(蔵版)、若林喜兵衛(出版)	
明8.10	聴訟指令 続編 (3冊)	近藤圭造編	近藤圭造(蔵版)、北畠茂兵衛ほか(発兌)	本書の構成は、貸借之部、売買之部、成規之部、程則之部、各贓之部、逃亡之部、遺失之部。
明8.10(官許)	公布類聚	長尾景弼編	長尾景弼(出版)、博聞社(売弘)	明治元年1月から8年6月までに制定された布告類(廃止・改正分を含む)を官省別に編集。
明8.10	擬律照依表	横山成教・小川重喬編	岩本忠蔵(出版)	新律綱領・改定律例各図の比較対照表。

明8.10	訴訟条例	巻菱潭編	巻菱潭(出版)	54種類の各種法律文書雛形を収録。
明8.11	官省布告類纂 明治八年第四 月上・下(2冊)	目賀多信順編	目賀多氏蔵版、北島茂兵衛ほか (発兌)	
明8.11	読律必携 2編 上・下	近藤圭造編	近藤圭造(出版)、千鍾房・広文堂 (発兌)	
明8.12	民法撮要 甲・乙編(2冊)	東京裁判所編		慶応3年11月から明治8年4月までに発布された法令を集録。「前裁判所長北島治房有見於此命僚属今村信行類聚公布係民事者成二十七卷每卷附本省指令以便参観未幾信行出役于山梨於是弘與渡邊義雄繼而輯之更得二十九卷前後五十六卷併為一部二十九門名曰民法撮要所長松岡康毅請司法卿以鑄之於木命弘序之」(蒲生弘序文)。 本書の内容は、甲編(1巻要則～12巻代人)、乙編(13巻訴訟入費～29巻山林道路橋梁)。※乙編は未見。
明8.12	民事要録 甲・乙編(2冊)	神戸裁判所編	北島茂兵衛(発兌)	神戸裁判所が「民事要録」甲・乙・丙・丁・戊・庚編(全6編)を編むに当たり、東京裁判所編「民法撮要」を改題のうえ「民事要録」甲・乙編(明治8～14年)として収録・刊行したと思われる。
明8.12	諸罰摘要 上・下	箕輪醇編	岩本忠蔵(出版)	新律綱領・改定律例・その他各種罰則の解説書。
明8.12	取引心得規則類集	長谷川深蔵編輯	丸屋正五郎(出版)	本書のおもな項目は、証券印税規則早見並改正増加御布告類、出訴規則、内国人ヨリ外国人係ル訴訟手続、東京裁判所支庁仮規則並区分付、勸解願文例並御布告、諸建物書入買規則並売買譲渡規則、家督相続贈遺等ノ地所譲受地券書換手続。
明8	法例彙纂 民法之部 1～2編 (2冊)	史官編	太政官	明治元年正月から7年12月までに出された民法関係の太政官布告、各省布達・指令、東京府布達などを収録。本書の構成は、<第一編人事>第一巻戸籍、第二巻失踪人、第三巻種族、第四巻婚姻、第五巻親屬、第六巻繼承、第七巻後見人、<第二編財産>第一巻財産ノ種類、第二巻所有ノ權、第三巻土地ノ義務、第四巻財産讓渡、第五巻財産相続、第六巻財産遺贈、第七巻財産所得、第八巻契約、第九巻貸借。
明8	官省規則全書 第1～10篇	博聞社編	博聞社	※未見。なお、第11～35篇については詳細不明。第36～38篇は明治10年8月刊行。
明8	司法省布達全書	司法省	司法省蔵版	明治4年から18年までの司法省の布達、達を集めた編年体の法令集である。本巻は明治4～7年分を収録。なお、明治8年分は『司法省布達全書』、明治9年から17年までの分は『司法省達全書』として刊行されている。
明9.1	第三訴訟必携 卷3	根岸錦重編	玉養堂(蔵版)	
明9.2	改正増補律例罰則違式便覧	堀直太郎編	律書房	
明9.2	皇朝律例彙纂 卷1～6 (1冊)	近藤圭造編著	阪上半七(出版)	新律綱領と改定律例を比較対照。伺指令も集録。
明9.2	新律綱領・改定律例字引	小山亀松編	積玉圃	新律綱領・改定律例中の熟語・難字に俗語をほどこしたもの。
明9.2	金穀貸借心得 2篇 卷1～3 (3冊)	近藤圭造編	博聞社(出版)	
明9.3(版權 免許)	律字編	太田代恒徳著/青木東園書	星野松蔵版	奥付には「九年二月刻成」とある。
明9.3	律例權衡便覧	村田保編	村上勘兵衛ほか(法制局蔵版)	清律綱領・改定律例の條款における罪名の輕重によりその權衡を比較したもの。
明9.3	官省公布部分規則大成 卷1	須原量坪編	律書房	代言人規則關係法令を集録。
明9.4	皇仏比例律	工東祐民編	芳潤堂	新律綱領・改定律例とフランス刑法典の比較対照。

				新律綱領と改定律例の条文を比較対照。同指令、清律なども参照。
明9.4	新律附例解補正 (全6冊)	高橋秀好輯録／萩原裕鑑定	萩原裕	明治4～8年の布告等を集録。
明9.4	布告提要	福鎌芳隆編	岩本忠蔵	現行法令を集録するとともに、それに関するフランス民法等の規定を参照。
明9.5	皇仏民事雜纂 卷1～5 (5冊)	近藤圭造編	宝玉堂(梓)	
明9.5	新律綱領・改定律例合巻註釈字解	近藤元粹	文林堂	
明9.5	愛知県布達類集 明治4～8年		活版局	
明9.6	民法告達概略鈔	渥美参平編	福井正宝堂	
明9.6	布告布達沿革概略 上・下巻	近藤圭造編	汎愛堂(発兌)	本書の構成は、上巻(総則、訴訟控訴上告、勸解訴訟、外国詞訟、出訴期限、喚向、訴訟入費)、下巻(貸預貸下ケ金穀、動産不動産質入書入、利息、身代限並受人証人、売買、契約並会社、代人、訴訟用野紙規則)。
明9.6	司法省布達全書 明治8年		司法省(蔵版)、須原鉄二ほか(発兌)	
明9.6	刑律追輯	吉岡完編	吉岡完	
明9.6	訴訟勸解揭示写	川口秀蔵編	林壯造(出版)	勸解手續關係書式集。
明9.6	律例釈義	内村義城編述	中外堂	「輒近ノ諸書、読律ニ便ナル者少カラズ、所謂註釈本、擬律必携、新律附例解、読律必携等ハ、世ニ著明ナル者ナリ、然レトモ其書ヤ、或ハ文字ヲ釈シ、或ハ疑問ヲ解シ、或ハ読法ヲ指南スルニ過ズ、苟モ其律文ノ理義ヲ弁明シ、諸獄問疑ノ要ヲ論釈スルニ至テハ、即チ亦遺缺無シト為サス」(緒言)。 「此書ハ、新律綱領、改定律例ヲ題本トシテ諸律書、諸刑名議案書ヲ、証拠参酌シ、以テ律例ノ条文理義ヲ、論釈弁明スル者ニシテ、専ラ初学ノ者、読律ノ傍ニ備フル所ナリ」(凡例)。
明9.7	新潟県治布達類別 卷1～4	太刀川文吉編	鈴木半次郎ほか	
明9.7	民事類編 第2編	近藤圭造編	近藤圭造(出版)、長野亀七(発兌)	本書の構成は、訴訟法、財産所有法、人事、雜則、附録。明治8年4月から9年5月まで収録。なお、第1編については詳細不明。
明9.7	日本訴訟法	新井隆存編	柳原喜兵衛(出版)、積玉園(発兌)	明治元年から9年3月までの民事訴訟に關係する布告・布達等を収録。
明9.7	律例参照録	松井直誠編	耕読楼	改定律例頒布後の改正増加の布告等を集録。
明9.7(版權免許)	布告提要 外篇 2篇之1	船橋玄十郎編	岩本忠蔵	明治9年1月より6月までの布告等を集録。
明9.8	第四訴訟必携 卷1 上	根岸錦重編	博文堂(蔵版)、北澤伊八ほか(発兌)	
明9.9	違式註違条例	竹内寿安訓	憲章堂	新律綱領・改定律例により既廢の条を削り現行律を挙げ、毎条問題を設けて、その理解しがたいものには旁側に訳語を施した。
明9.9	新律問答 附録監獄問答	青木浩蔵編著	別所平七	
明9.10	第四訴訟必携 卷1 下	根岸錦重編	博文堂(蔵版)、北澤伊八ほか(発兌)	
明9.10	日本法律提要	吉岡完編	鹿田静七・前川善兵衛	明治元～8年の民事關係の布告・布達等を集録。
明9.10	新律綱領・改定律例対比 増補		律書房	
明9.11	京都府違式註違条例図解	西村兼文編	西村兼文	
明9.11	啓蒙明律 (全9冊)	大槻誠之(東陽)・渡辺約郎(益軒)訳	出雲寺万次郎	「及至近世欧米各国律例益精益密而其伝訳之書品往々成而並行于世然其文或用和或用漢体載不一大不便於今時余因做各国伝訳之書解釈大明律名曰啓蒙明律是或少便於童蒙歟」(序)
明9.12	京都府第三百八十五号御布令之解	吉見重三郎解	浅野幸造	違式註違条例の図解。
明9.12	警察必携	戸田仙橋・遠藤定躬編	萬笈閣(上梓)、江島伊兵衛(出版)	行政警察規則以下の關係法令を収録。

明9	法例彙纂第二版 民法之部 1~2編(1冊)	史官編	太政官	
明9	法例彙纂 訴訟法之部	史官編	太政官	明治元年正月から8年12月までの訴訟法関係布告・布達等を編纂・集録。本書の構成は、第一巻民法裁判所、第二巻告訴、第三巻審理、第四巻裁判、第五巻身代限、第六巻訴訟雑。
明9	法例彙纂 商法之部	史官編	太政官	明治元年正月から8年12月までの商法関係布告・布達等を編纂・集録。本書の構成は、第一巻商業、第二巻産物会所、第三巻集觀場、第四巻商人集会所、第五巻銀行、第六巻海運、第七巻分敷。
明9	法例彙纂 懲罰則之部	史官編	太政官	行政警察・行政諸規則から生じる懲治罪の諸規則(明治元年正月から九年六月までの分)を収集したもの。本書の構成は、第一巻警察罰則(違式註違罪目、外国人違註)、第二巻罰則(総則、國中取締法ノ罰則、公益ノ法則ヲ犯セル罰則、種々ノ罰則)。
明9	改正条例	司法省	須原鉄二	改定律例制定後の律例改正・関係条例改正・図などを収録。
明9	東京府布達全書	東京府		
明9	新潟県官民必携 第1, 2輯	内藤弥編	大江万里	
明10. 1	新律綱領平民要略	松岡孝三郎編		
明10. 2	傍訓註解御布告字引 初編	渡辺助信編	杉浦利兵衛(出版)	布告等に使用する用語に読みがなをふったもの。
明10. 2	諸規則条例願届式心得	鈴木貞次郎編	中村熊次郎(出版)、須原屋茂兵衛 ほか(発兌)	本書は、明治九年中諸官省・府庁から出された布令に係る諸規則条例願届書式のうち人民心得として必要なもののみを摘集。
明10. 2	明治九年太政官御布告全書 1~5 (1冊)	世渡谷文吉編	世渡谷文吉(出版)	
明10. 2	制定違式註違条例		梶山栄吾	
明10. 2	明治法令抄訓 初篇 人事部	大郷穆編	葵花書屋(蔵版)、石川治兵衛(発兌)	明治元年正月から7年12月までの法令を収録。
明10. 3	明治法令抄訓 2篇 人事部	大郷穆編	葵花書屋(蔵版)、石川治兵衛(発兌)	
明10. 3	勸解規則類聚保釈条例註釈	吉岡完編	鹿田静七	
明10. 4	明治法令抄訓 3篇 人事部	大郷穆編	葵花書屋(蔵版)、石川治兵衛(発兌)	原書中の刊行年月日のうち月日記載が欠落しているため、表中の刊行日付は作成者の推測を記載した。
明10. 4	続擬律必携 (全11冊)	横山成教・渡辺義雄・佐久間希清	正木誓(出版)、北島茂兵衛(発兌)	各条文ごとに何指令を収録。
明10. 4	島根県違註条例図解	島根県	島根県	
明10. 4	民事彙纂 首巻	逸見儀正編	岡島真七	明治9年中の太政官布告・達・伺指令等で詞訟に關係するものを集録。なお、「第二版」(明治10年分)は明治11年3月に刊行。
明10. 4	法律独稽古	平山果編/宮内貫一補閱	中村熊次郎(蔵版)	「人々進テ法律ヲ學バント欲スルモノ亦タ宜ベナラズヤ余是ニ於テ乎一ノ擬律処断二便ナルモノヲ稽發シ昨明治八年ヨリ同九年ノ今日ニ至ルマテ各府県ニ於テ処分シタル所ノ現犯罪人ヲ集録シ其犯ス所ノ罪ヲ掲テ擬律ノ問ヲナシ已ニ受決ヲ經タルモノヲ以テ処分ノ答トナシ上下別ツテ二巻トナシ題シテ法律独稽古ト曰フ」(叙)。
明10. 5	民事成規編年摺要 前編	小澤有鄰・野澤文雄編/奥山政敬閱	品川金十郎ほか(出版)、弘令社 (印刷売捌)	慶応3年から明治10年3月までの布告・布達等を収録。本書の構成は、訴訟、貸借、人事、地理、雑。
明10. 5	明治法令抄訓 4篇 財産部	大郷穆編	葵花書屋(蔵版)、石川治兵衛(発兌)	
明10. 6	掌中公布諸規則便覧	高木正謙編	菅谷基平(出版)、金港堂(発兌)	明治元年以来の布告中から人民一般必要に係る諸規則条例を摘要したもの。
明10. 7	勸解書式便覧	村田正樹(免許代言営業)編	二書房(蔵梓)、高橋平三・坂田朔二郎(出版)	本書に集録されている書式類は、着到届、出門届、名刺雛形、勸解願官用紙、初日ノ請書、二日目ノ請書、御席願、済口延期願、済口届、願下ケ、適証発願願下ケ、猶予願、代人届、目安ノ概略、遅不参手續書、呼取願、不調ノ節請書。

明10.7	東京勸解願手続書式	藤沢和平編	藤沢和平(出版・発兌)	表紙は「東京勸解願手続一覧」。
明10.7	明律約解 巻1~3	中正金衡編	上田勸兵衛(修成社蔵版)	「将来必ス此(西洋の)法律ニヨリ大ニ改正アルベキヲ期ス然トモ本邦ノ如キニ西洋律ノミヲ用フルニ至リ難ク爾後改正ヲ経ルモ其文字等ノ如キハ仍ホ支那律文ノ様ヲ用フルヲ便トスヘシ」(緒言)。
明10.7	第六課緊要公布類聚 巻1~10(10冊)	福岡県編	弘令社	明治元年から8年12月までの太政官布告、内務・大蔵両省布達のうち第六課出納に関するものを類聚。※巻7、9、10は未見。
明10.8	律例改正表	松本清光編	相原半治ほか	改定律例頒布以後の改正増補を集録。
明10.8	皇朝律例彙纂増補 首巻、巻1~6(全7冊)	近藤圭造編著	阪上半七(出版)	
明10.8(著作権免許)	官省規則全書 第36~38篇(1冊)	長尾景弼編	博聞社(蔵版)	
明10.9	利息制限法の解	福田栄造編	福田栄造	
明10.9	代人並代言人必携	藤江卓蔵編	積玉圃(鉛版)、柳原喜兵衛(出版)	「方今政文明ニ際シ時運開化ニ嚮ヒ從テ詞訟日又日ニ繁キヲ以テ其僉漏ノ事ナカラシメン為メ代人代言代書差添人等ニ関与スルノ法年ヲ累ネ月ヲ遂テ益具備ス仍テ今之ヲ編纂シ且ツ司法省同指令ヲ参考トシ一冊ト為ス名ケテ代人並代言人必携ト云フ」(例言)。収録範囲は明治6年から10年5月まで。
明10.9	証文書式	松本伴七郎著	松本伴七郎(蔵版)、文紙会社(発兌)	地所讓与証文、建家讓与証文、地所建家讓与証文、船舶讓与証文、地所質入証文、地所書入証文など一七種類の雛形を収録。なお、扉には「明治十年八月」とある。
明10.10	小学須知日本現法略	天野御民編	風萍堂	本書の構成は、上編(政体、国帝、太政官、院省使、府県、大小区)、下編(官制、租税、学制、法律並裁判所、警察、海陸軍、教法、種族)。「日本帝国現今ノ政体ハ君主專治ナリ然レトモ後來漸ク以テ立憲政治ニ至ラントス」(三頁)、「天皇ハ諸政ノ大首長ニシテ其權力広大無辺ノ者タリ故ニ歐米諸州ノ如ク偏ニ行政ノ頭領タルニアラス然レトモ漸次立憲政体ト為ルトキハ亦各國ト同ジカルヘシ」(四頁)。
明10.10	国立銀行条例		中外堂	
明10.10	改正増補新律綱領改定律例	松井直誠編	田中治兵衛	
明10.10	山形県違式註違条例図解	荒井太四郎著	荒井太四郎	明治8年9月民事訴訟は勸解を乞うべき旨の布達から明治10年2月までの布達・指令等を集録。
明10.10	勸解訴訟必携	柳直三九編	柳直三九(出版)、弘書堂(発兌)	関係法令、必要書類書式ひな形を集録。
明10.10	勸解提要	茂手木慶信(東京上等裁判所代言人)編	中立舎(蔵版)、茂手木慶信(出版)	
明10.11	刑律明要 上・中・下(3冊)	黄六鴻著/近藤圭造訳	前川善兵衛	「改正七贓例図」など改正諸図を収録。
明10.11	擬律便覧	森川長治編	森川長治(出版)	
明10.11	新律綱領改定律例対比	近藤圭造編	坂上半七	
明10.11	違式註違図解	西野文三郎編		
明10.11	岩手県違式註違図解九拾ヶ条	中里道造著	中里道造	明治10年1月から同年7月分までの法令を収録。同年8月から12月までの分は、明治11年1月、「訓解官令類聚」第1号として刊行。
明10.11	訓解官令類聚	青木浩蔵編	右文社	
明10.12	第六課緊要公布類聚 第二編(1冊)	福岡県編	弘令社	
明10.12	日本帝国九族相続法等親服忌図解	加藤景孝編	製紙分社(印行)	服忌令における等親の意義を図解。
明10.12	新律綱領改定律例改正条例対比 増補		中外堂	

明10.12	新撰法律独稽古 初編	宮内貫一編	中村熊次郎	その後、2篇(不明)、3篇(11年9月)、4篇(11年11月)、5篇(12年3月)、6篇(12年4月)、7篇(12月6月)、8篇(12年11月)、9篇(12年12月)、10篇(13年2月)と順次刊行。※2篇は未見。
明10	地所処分公布類纂	福島県編	博聞社	
明10	警察便法 甲・乙・丙号(3冊)	前田利成編	江島本舗(蔵版)	警視官職制事務章程・行政警察規則・違式註違条例・検事司法警察規則事務章程・糺問判事職務などに関する改正増補等の布達を集録し、あわせて新律綱領・改定律例中の条文を引用し註解を加えたもの。
明10	本朝民鑑 乾・坤巻(2冊)、附録(甲～辛巻)(8冊)	福謙芳隆編	千鍾房	※未見。
明10	法例彙纂第三版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二版 商法之部・訴訟法之部(1冊)	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第一版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第一版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第三版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第三版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第四版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第四版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第五版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第五版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第六版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第六版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第七版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第七版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第八版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第八版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第九版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第九版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十一版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十一版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十二版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十二版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十三版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十三版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十四版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十四版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十五版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十五版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十六版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十六版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十七版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十七版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十八版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十八版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十九版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第十九版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十一版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十一版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十二版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十二版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十三版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十三版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十四版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十四版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十五版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十五版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十六版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十六版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十七版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十七版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十八版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十八版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十九版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第二十九版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第三十版 民法之部	太政官記録掛編	太政官	
明10	法例彙纂第三十版 商法之部・訴訟法之部	太政官記録掛編	太政官	